徳島市障害者計画及び 徳島市障害福祉計画

ふれあい共生プラン

平成 25 年 3 月 徳 島 市

はじめに

本市では、平成 21 年 3 月に障害者基本法の規定に基づく「徳島市障害者計画」と障害者自立支援法の規定に基づく「徳島市障害福祉計画(第 2 期)」を一体的に策定し、すべての市民が、障害のあるなしにかかわらず互いに認めあい、ともに支えあう社会の実現に向け、様々な障害者施策や障害福祉サービスの提供を計画的に推進してまいりました。その中で、平成 19 年 3 月に設置した「徳



島市障害者自立支援協議会」において、地域における障害者への支援等について定期的に協議を重ねながら、課題の解決に向けた取組みを一層強化してきたところです。

国においては、平成23年7月に障害者基本法の改正、平成24年10月に障害者虐待防止法の施行、さらに平成25年4月からは、障害者自立支援法に代わる法律として障害者総合支援法の施行や障害者優先調達推進法が施行されることとなっており、障害者を取り巻く社会情勢はめまぐるしく変化しております。

こうした状況の中、ノーマライゼーションとリハビリテーションを基本 理念として、障害の有無のよって分け隔てられることなく、相互に人格と 個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「徳島市障害者計 画」及び「徳島市障害福祉計画(第3期)」を策定いたしました。

本計画では、「社会的障壁の除去と合理的配慮の提供」、「的確なニーズ 把握と利用者主体の支援」、「総合的かつ効果的な施策の推進」の3つを計 画の視点としてとらえ、ぬくもりの社会づくりを目指す市政運営の中で、 両計画を着実に実行してまいりますので、今後も本計画の推進に向け、皆 様のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

結びに、本計画の策定にあたり、徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定市民会議の委員の皆様をはじめ、徳島市障害者自立支援協議会の委員の皆様、アンケート調査やパブリックコメントなど、様々な機会で貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様に、厚くお礼を申しあげます。

平成 25 年 3 月

徳島市長 原 秀樹

目 次

第1章 総論	1
1 計画策定の基本的考え方	1
1 - 1 計画策定の背景·目的	1
1 - 2 計画の性格	2
1 - 3 障害者計画と障害福祉計画の一体性確保	3
1 - 4 計画の期間	3
1 - 5 計画の進行管理	3
2 計画の策定体制と策定方法	4
2 - 1 計画の策定体制	4
2 - 2 計画の策定方法	4
3 障害者の現状	5
3 - 1 身体障害者の現状	5
3 - 2 知的障害者の現状	9
3 - 3 精神障害者の現状	1 2
3 - 4 難病患者の現状	1 4
3 - 5 障害福祉サービス受給者の現状	1 5
第2章 今後の障害者施策の基本的考え方	1 7
1 基本理念	1 7
2 計画の視点	1 8
3 基本課題	1 9
第3章 障害者計画施策体系	2 1
第4章 障害者計画の各論	2 3
1 生活の経済的安定	2 3
1 - 1 制度の周知	2 3
1 - 2 就労への支援	2 5
2 社会福祉サービスの充実	2 8
2 - 1 相談機能の充実	2 8
2 - 2 障害福祉サービスの充実	3 2
3 健やかな生活の充実	3 5
3 - 1 健康づくりの推進	3 5
3 - 2 医療・障害の軽減への支援	3 9
4 住みよい環境の充実	4 1
4 - 1 住居の確保・改善への支援	4 1
4 - 2 生活環境のユニバーサルデザイン化の推進	4 3
4 - 3 安全安心の確保	4 5
5 心豊かな生活の充実	4 8
5 - 1 社会参加の促進	4 8

5 - 2 活動基盤の強化	5 2
5 - 3 障害児支援の推進	5 4
5 - 4 啓発・広報の推進	5 8
障害者計画 目標指標	6 0
第5章 障害福祉計画	6 1
1 基本的事項	6 1
1 - 1 第3期計画策定の趣旨	6 1
1 - 2 障害福祉サービス等の体系	6 2
1 - 3 基本方針	6 3
2 平成26年度の目標値の設定	6 4
2 - 1 施設入所者の地域生活への移行	6 4
2 - 2 福祉施設から一般就労への移行	6 5
3 障害福祉サービス・相談支援	6 8
3 - 1 訪問系サービス	6 8
3 - 2 日中活動系サービス	
3 - 3 居住系サービス	
3 - 4 相談支援	
4 障害児通所支援	
4-1 障害児通所支援	
4 - 2 障害児相談支援	
5 地域生活支援事業	
5 - 1 必須事業	
5 - 2 任意事業	
第6章 資料編	
1 策定体制	
2 策定経過	
3 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定市民会議	
3 - 1 設置要綱	
3 - 2 委員名簿	
4 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定委員会 4 - 1 設置要綱	
4 - 1 改且安網 4 - 2 委員名簿	
4 - 2 安貞石海	
5 - 1 設置要綱	
5 - 2 委員名簿	
3 - 2 安貞石海	
6 - 1 調査概要	
6 - 2 障害者を対象とした調査結果(抜粋)	
6 - 3 その他の市民を対象とした調査結果(抜粋)	
7 障害者福祉に関する用語解説	
, 「十口 日 田 エト カノ タバルロルエルル	

第1章総論

1 計画策定の基本的考え方

1 - 1 計画策定の背景・目的

近年、我が国は、人口減少社会の到来、少子・高齢化社会の進行、情報 化・グルーバル化の進展など社会経済構造が急激に変化しております。

このような中、障害者にかかわる環境及び法制度も大きな転換期を迎えております。

国においては、障害者の権利に関する条約批准に向けた制度改革を進め、 平成23年には障害者基本法の一部改正、平成24年6月には「地域社会に おける共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法 律の整備に関する法律」が国会で可決成立し、平成25年4月から、障害 者自立支援法を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律」(障害者総合支援法)とし、制度の谷間を埋めるべく、障害者の 範囲に難病等を追加することとなりました。

一方、本市では、障害のある人も障害のない人も普通に生活し活動できる社会と地域の中で、その人らしく自立した生活ができるようなサービスが提供されるまちづくりを目指して、様々な施策を展開してきましたが、従来から継続する施策に加え、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえた防災体制の強化、平成 23 年 6 月に制定された障害者虐待防止法の施行に伴う体制整備など、新たな課題にも取り組む必要があります。

こうした障害者を取り巻く環境の変化の中で、本市では、平成 21 年 3 月に策定した「徳島市障害者計画・徳島市障害福祉計画~ふれあい共生プラン~」が、見直し時期を迎えました。

本計画は、計画策定後の障害者施策の動向の変化、障害者のニーズの変化等を踏まえ、ノーマライゼーションとリハビリテーションを基本理念として、共生社会の実現に向けて、新たな「徳島市障害者計画」及び「徳島市障害福祉計画(第3期)」を策定するものです。

1 - 2 計画の性格

「徳島市障害者計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づき、本市における障害者の状況などを踏まえ、障害者のための施策を定めるものであり、今後の障害者施策について、福祉、保健・医療、教育・療育、就労、生活環境など多分野にわたり、総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

「徳島市障害福祉計画」は、障害者自立支援法第88条に基づき、本市における障害福祉サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるよう定めるものです。

また、「第4次徳島市総合計画~心おどる水都・とくしまを目指して~」との整合性を図りながら関連計画との連携を図り、具体的方策を明らかにし、取り組むべき数値目標を示しています。

第4次徳島市総合計画

~「心おどる水都・とくしま」を目指して~

徳島市障害者計画

障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく、障害者のための施策に関する 基本的な事項を定める基本計画

多分野にわたる計画(広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就労、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策など)

徳島市障害福祉計画

障害者自立支援法第 88 条に基づく、障害福祉サービス等の確保 に関する実施計画

各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及び必要な見込量の確保のための方策並びに地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

1-3 障害者計画と障害福祉計画の一体性確保

「障害者計画」は障害者基本法、また、「障害福祉計画」は障害者自立 支援法と法的根拠は異なりますが、「障害者計画」は本市の障害者施策の マスタープラン(基本計画)としての機能を果たす計画であり、一方 「障害福祉計画」は、「障害者計画」の中の生活支援における障害福祉サ ービス等に関する3年間の実施計画として位置づけられます。

このため、「障害者計画」と「障害福祉計画」は一体性が確保される必要があります。

1 - 4 計画の期間

「障害者計画」と「障害福祉計画」の一体性を確保し、整合性を図るため、新たな「障害者計画」は平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 か年計画、「障害福祉計画」は平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 か年計画とします。

2 3年度 2 4年度 2 5年度 2 6年度 2 7年度 2 8年度 2 9年度

障害者計画

計画期間:

平成 20 年度~23 年度

障害福祉計画 第2期計画期間:

平成 21 年度~23 年度

新障害者計画

計画期間:平成24年度~29年度

障害福祉計画 第3期計画期間:

平成 24 年度~26 年度

障害福祉計画

第4期計画期間:

平成 27 年度~29 年度

1 - 5 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、施策・事業の調査・分析・評価を定期的に行い、障害福祉計画の見直しに合わせて中間評価を行うなど、計画の適正な進行管理を行うとともに、その結果を今後の計画推進に反映します。

2 計画の策定体制と策定方法

2-1 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障害者福祉関係者、学識経験者、当事者、 公募市民等からなる、徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定市民 会議を設置するとともに、徳島市障害者自立支援協議会を開催し、幅広い 意見の反映に努めました。

また、庁内策定体制として徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策 定委員会を設置し、計画に盛り込む施策、サービス見込み量等について検 討を行いました。

2-2 計画の策定方法

計画策定において、市民の意見を反映させるため、市民会議を設置し、 意見を聴きました。

また、障害者のニーズを把握するとともに、障害福祉サービスなどの計画的な基盤整備を進めるため、障害者及び市民を対象としたアンケート調査やパブリックコメントを実施し、障害者のニーズや市民の意見の反映に努めるとともに、障害者に関する資料・データを整理分析し、計画策定の基礎資料としました。

3 障害者の現状

3-1 身体障害者の現状

(1)身体障害者手帳所持者数(等級別)の推移

平成 24 年度の身体障害者手帳の所持者数は 10,049 人で、平成 19 年度からの 5 年間で 431 人 (4.5%) 増加しています。

障害の程度別にみると、1級と2級を合わせた重度が半数近くを占めています。

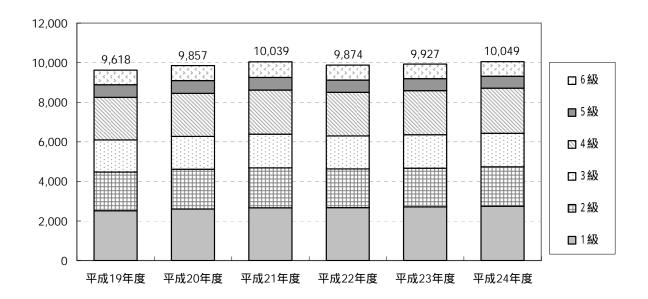
身体障害者手帳所持者数 (等級別)の推移

(単位:人)

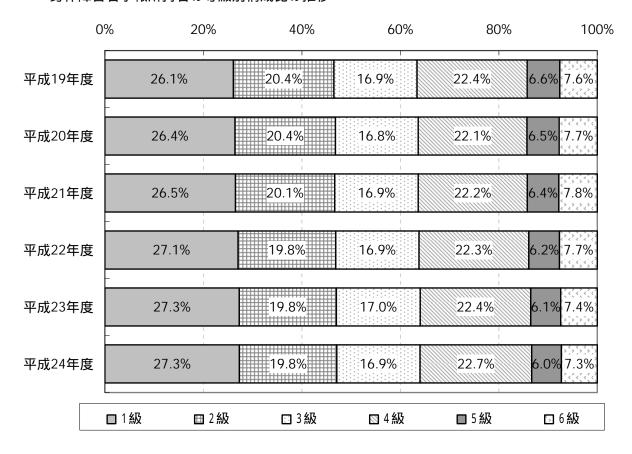
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指数
1	級	2,511	2,604	2,664	2,671	2,709	2,746	109
2	級	1,961	2,010	2,022	1,959	1,961	1,987	101
3	級	1,624	1,657	1,700	1,668	1,688	1,698	105
4	級	2,152	2,179	2,226	2,203	2,228	2,281	106
5	級	639	645	643	614	604	605	95
6	級	731	762	784	759	737	732	100
合	計	9,618	9,857	10,039	9,874	9,927	10,049	104

(注) 1 各年度4月1日現在

2 指数は19年度を100とした場合の24年度の値



身体障害者手帳所持者の等級別構成比の推移



(2) 身体障害者手帳所持者数(部位別)の推移

障害の種類別にみると、肢体不自由の占める割合が 50.1%と最も大きく、次いで、内部障害 27.7%、聴覚・平衡機能障害 12.3%、視覚障害 9.1%、音声・言語・そしゃく機能障害 0.8%と続いています。

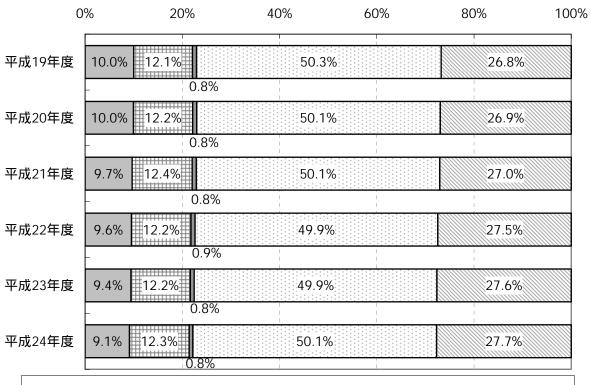
身体障害者手帳所持者数(部位別)の推移

	/ <u>}</u>	¥			人	`
- 1	_ E	#	11/	•		١
,		-	1-1/-	•		,

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指数
視覚障害	961	982	972	943	937	917	95
聴覚•平衡機能障害	1,163	1,201	1,240	1,207	1,212	1,234	106
音声・言語・そしゃく 機能障害	80	80	85	84	79	76	95
肢体不自由	4,840	4,940	5,027	4,928	4,956	5,038	104
内部障害	2,574	2,654	2,715	2,712	2,743	2,784	108
合 計	9,618	9,857	10,039	9,874	9,927	10,049	104

- (注) 1 各年度4月1日現在
 - 2 指数は19年度を100とした場合の24年度の値

身体障害者手帳所持者の部位別構成比の推移



(3) 身体障害者手帳所持者数(年齢別)の推移

平成 19 年度から平成 24 年度までの 5 年間で、身体障害児 (18 歳未満) は 206 人から 33 人 (16.0%) 減少しています。一方、身体障害者 (18 歳以上) は、9,412 人から 464 人 (4.9%) 増加しています。

身体障害者手帳所持者(年齢別)の推移

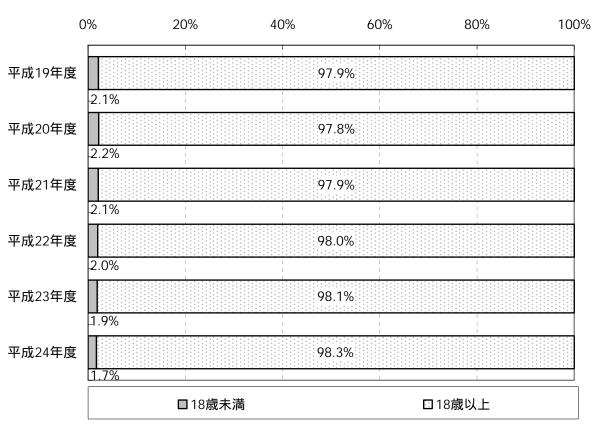
-	单			人)
- (# 1	11/	•		١
١.	_	<u></u>	•	_	•

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指数
18歳未満	206	215	213	196	184	173	84
18歳以上	9,412	9,642	9,826	9,678	9,743	9,876	105
合 計	9,618	9,857	10,039	9,874	9,927	10,049	104

(注) 1 各年度4月1日現在

2 指数は19年度を100とした場合の24年度の値

身体障害者手帳所持者の年齢別構成比の推移



3-2 知的障害者の現状

(1)療育手帳所持者数(程度別)の推移

平成 24 年度の療育手帳の所持者数は 1,933 人で、平成 19 年度からの 5年間で 312 人 (19.2%) 増加しています。

障害の程度別にみると、平成 19 年度以降 A (重度)、 B (中軽度)と もに人数は増加傾向にありますが、平成 24 年度には B (中軽度)が A (重度)を上回り、半数以上を占めています。

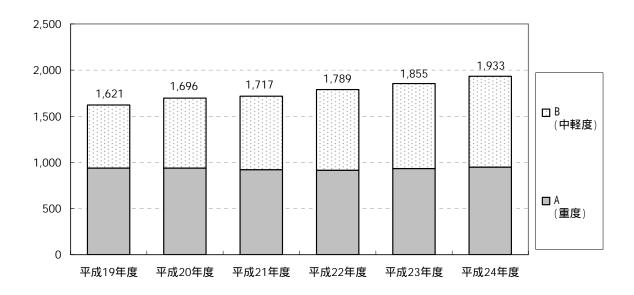
(単位:人)

療育手帳所持者数 (程度別)の推移

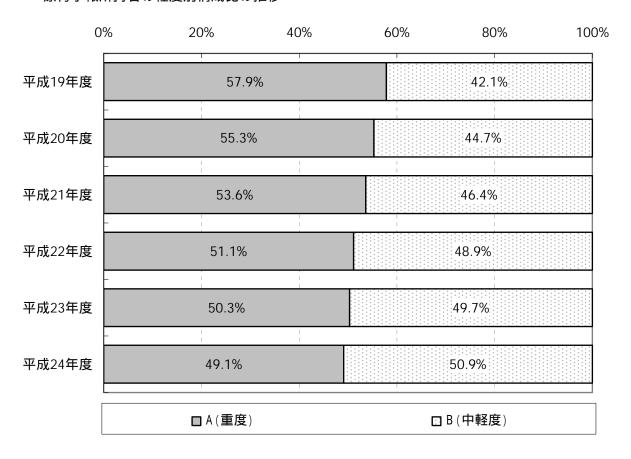
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指数
A(重度)	938	938	921	915	933	949	101
B (中軽度)	683	758	796	874	922	984	144
合 計	1,621	1,696	1,717	1,789	1,855	1,933	119

(注) 1 各年度4月1日現在

2 指数は19年度を100とした場合の24年度の値



療育手帳所持者の程度別構成比の推移



(2)療育手帳所持者数(年齢別)の推移

平成 19 年度から平成 24 年度までの 5 年間で、知的障害児(18 歳未満)は 496 人から 46 人(9.3%)増加しています。また、知的障害者(18 歳以上)は、1,125 人から 266 人(23.6%)増加しています。

療育手帳所持者数 (年齢別)の推移

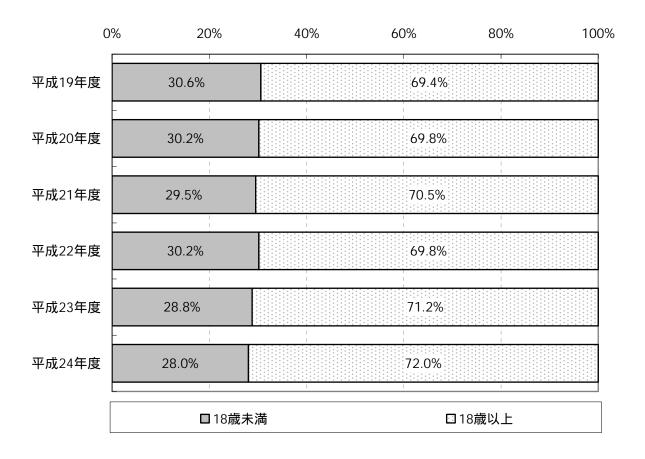
(単位:人)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指数
18歳未満	496	512	507	540	534	542	109
18歳以上	1,125	1,184	1,210	1,249	1,321	1,391	124
合 計	1,621	1,696	1,717	1,789	1,855	1,933	119

(注) 1 各年度4月1日現在

2 指数は19年度を100とした場合の24年度の値

療育手帳所持者数の年齢別構成比の推移



3-3 精神障害者の現状

(1)精神障害者保健福祉手帳所持者数(等級別)の推移

平成 24 年度の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は 1,306 人で、平成 19 年度からの 5 年間で 529 人 (68.1%) 増加しています。

障害の等級別にみると、2級の中度者、3級の軽度者の増加率が高いものとなっています。

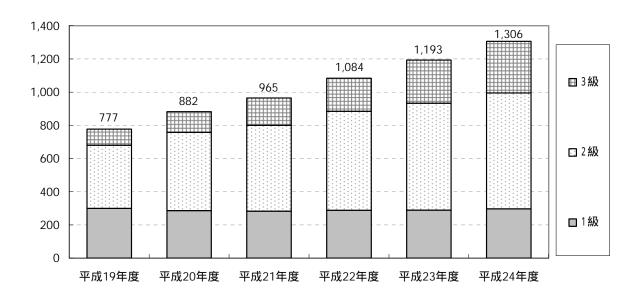
精神障害者保健福祉手帳所持者数(等級別)の推移

(単位:人)

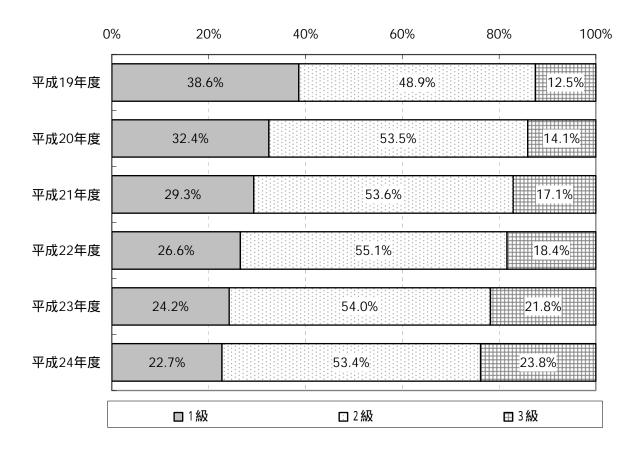
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	指数
1	級	300	286	283	288	289	297	99
2	級	380	472	517	597	644	698	184
3	級	97	124	165	199	260	311	321
合	計	777	882	965	1,084	1,193	1,306	168

(注) 1 各年度4月1日現在

2 指数は19年度を100とした場合の24年度の値



精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成比の推移



3-4 難病患者の現状

(1) 難病患者(特定疾患)医療給付対象者の推移

平成 23 年度の特定疾患医療給付対象者は 1,714 人で平成 19 年度からの 4 年間で 288 人 (20.2%) 増加しています。

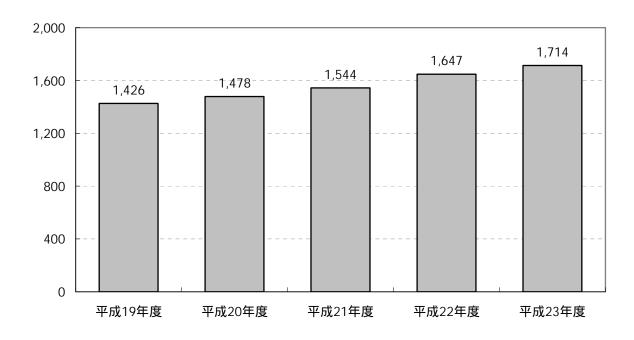
特定疾患医療給付対象者の推移

(単位:人)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	指数
合 計	1,426	1,478	1,544	1,647	1,714	120

(注) 1 各年度3月31日現在

2 指数は19年度を100とした場合の23年度の値



3-5 障害福祉サービス受給者の現状

(1)障害福祉サービス受給者数(障害者・障害児)の推移

平成 23 年度の障害福祉サービス受給者数は 2,719 人で、平成 19 年度からの 4 年間で、障害児(18 歳未満)は 265 人(57.0%)増加しています。また、障害者(18 歳以上)は 737 人(58.9%)増加しています。

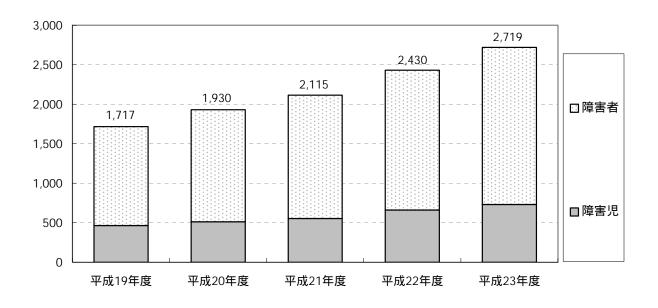
障害福祉サービス受給者数(障害者・障害児)の推移

(単位:人)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	指数
障害児	465	511	554	660	730	157
障害者	1,252	1,419	1,561	1,770	1,989	159
合 計	1,717	1,930	2,115	2,430	2,719	158

(注) 1 各年度3月31日現在

2 指数は19年度を100とした場合の23年度の値



(2)障害福祉サービス利用者数の推移

平成 19 年度から平成 23 年度までの 4 年間で、1,538 人から 2,534 人へと 996 人 (64.8%) 増加しています。

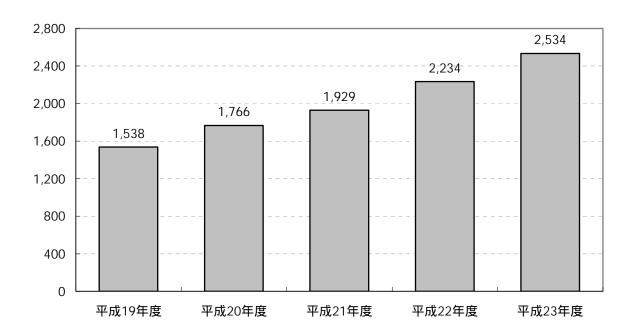
障害福祉サービス利用者数の推移

(単位:人)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	指数
実利用者数	1,538	1,766	1,929	2,234	2,534	165

(注) 1 各年度4月~3月請求実績より算出

2 指数は19年度を100とした場合の23年度の値



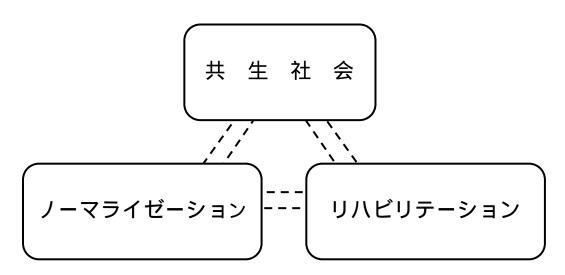
第2章 今後の障害者施策の基本的考え方

第2章 今後の障害者施策の基本的考え方

1 基本理念

本市では、平成4年3月に策定された「徳島市障害者福祉行動計画」以降、「その人の障害がどのようなものであろうとも、人間の尊厳はいささかも損なわれるものではなく、その人格と生命は最大限に尊重されなければならない。また、障害者が家族と共に地域社会の中に包含され、障害のあるなしにかかわらず、すべての人が"ともに生きる"社会の形成ということが、障害者福祉のあり方の基本である。」との考え方を基調とし、国、県の計画との基本的考え方の整合性を図り、ノーマライゼーションとリハビリテーションを基本理念として障害者福祉を推進してきました。

新たな計画を策定するにあたっても、こうした趣旨を継承するとともに、 改正障害者基本法の理念を踏まえ、だれもが「障害の有無によって分け隔 てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の 実現」を目指します。



ノーマライゼーション

障害者や高齢者等社会参加に制約がある人々も当然に包含するものが、通常の社会であるとの認識をさらに浸透させ、そのままのあるがままを、お互いに認め合い、支え合いながら、すべての人が同等の権利を享受し生活できるノーマライゼーションの社会の実現を目指します。

リハビリテーション

障害者が、残された力を最大限に活かし、障害を補う力を身につけ、自立した生活を送れるよう、身体的機能の回復・維持のための医学的リハビリテーションにとどまらず、心理的、社会的分野など、様々な分野のリハビリテーションをさらに充実し、障害者が、基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、その人らしく生きられるよう全人間的復権を図ります。

2 計画の視点

基本理念を実現するため、次の3つを計画の視点とします。

視点 1 社会的障壁の除去と合理的配慮の提供

共生社会を実現するためには、障害者にとって日常生活又は社会生活を 営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念などを含むソフト・ハード両面にわたってバリアフリー化を推進する必要があります。社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮を提供することが地域社会に求められます。

視点2 的確なニーズ把握と利用者主体の支援

障害の重度化、障害者の高齢化、現行の障害者施策の対象となっていない障害種別の増加など多様化する障害に対応するためには、障害の特性を踏まえるとともに、的確なニーズ把握に基づいて、障害の特性に応じた施策を展開する必要があります。具体的な支援の提供も、障害者の性別、年齢、障害の状態や生活の実態を踏まえた対応が求められています。

また、様々な心理的・社会的支援によって、障害者が自らの力を自覚して行動し、自分の人生の主人公となれるよう、生活や環境を構築していくことが必要です。

視点3 総合的かつ効果的な施策の推進

様々な社会資源を有機的に組み合わせ、活用することにより、持続可能な制度を構築するとともに、必要な支援が、地域全体の理解・協力のもとで受けることができるよう、公的機関だけでなく、民間団体等から提供されるサービスや支援を含め、利用者を中心に総合的かつ効果的に支援が提供される仕組みを構築していくことが必要です。

3 基本課題

基本理念に基づき、次の5つの基本課題を設定し、障害者施策を推進します。

基本課題 1 生活の経済的安定

障害者が、地域社会の中でいきいきとした生活を送るためには、生活の 基盤となる経済的な安定が不可欠となります。

働く意欲のある人が就労し、働き続けることは、ノーマライゼーションの実現の大前提であり、自己実現を図る上でも、極めて意義があります。

このため、所得を保障する各種年金・諸手当等の周知徹底を進めるとと もに、雇用機会の確保と拡大による職業的自立を促進し、経済的な安定を 図る必要があります。

基本課題 2 社会福祉サービスの充実

障害者が住みなれた地域で安定した生活を送るためには、障害の程度や種別などにかかわりなく、障害者一人ひとりの多様なニーズに応えられる社会資源が必要です。

このため、障害者が自らサービスを選択し、自らの生活環境を構築する前提となる相談機能の充実や成年後見制度利用支援などの権利擁護の推進を図るとともに、社会福祉サービスの充実を図る必要があります。

基本課題3 健やかな生活の充実

障害の有無にかかわらず、健康の維持・増進を図る保健・医療の充実は、 健やかな日常生活を安心して送るために欠かせません。

障害の要因となる疾病等の予防、障害の早期発見・早期治療は、障害者の保健・医療対策の基本となります。

このため、保健事業の充実等により、障害の予防及び早期発見に努める とともに、医療費の助成や障害の軽減などライフステージを通じた健やか な生活の支援と障害に応じた適切な医療支援や福祉用具の利用支援を行う 必要があります。

基本課題4 住みよい環境の充実

障害者が、地域社会において安定した生活を送り、社会参加していくためには、生活の基盤となる住まいの確保・充実を図るとともに、公共施設・道路などの公共空間を、バリアフリーの視点から改善していくことが必要です。また、障害者が、地域社会の中で安全安心を確保するためには、防災、防犯対策を推進することが重要です。

このため、必要な支援を受けながら地域での生活を維持するための住居 の確保や公共空間のバリアフリー化の推進やユニバーサルデザインの理念 に基づいたまちづくりが求められます。また、障害者の性別、年齢、障害 の状態や生活の実態に応じた防災・防犯対策が必要です。

基本課題 5 心豊かな生活の充実

障害の有無に関わらず、すべての人が自己の能力を最大限に発揮し、スポーツ、レクリエーション、文化活動等の自己表現活動や社会参加活動を通じて、生活の豊かさを実感できるような社会が求められています。

このため、障害者が社会の一員として、主体性を発揮し、自己実現をめざした生きがいのある生活が送れるよう、ライフステージを通じた生活の質の向上と生きがいづくりの活動に、いつでも誰でも参加できる機会が確保される必要があります。また、障害者も障害のない人もともに、心豊かな生活を享受する前提として、地域社会の全ての人が、障害者に対する正しい理解と認識を深められるよう、啓発・広報活動や福祉教育等に取り組む必要があります。

第3章 第3章 障害者計画施策体系

第3章 障害者計画施策体系

基本課題	部門	施策				
1 生活の経済的 安定	1-1 制度の周知	(1)年金制度・各種手当制度の周知 (2)税制度等の周知				
	1-2 就労への支援	(1)福祉的就労の支援(2)一般就労の拡大(3)雇用・就労の支援(4)生業の援助				
2 社会福祉サー ピスの充実	2-1 相談機能の充実	(1)相談支援事業の充実 (2)権利擁護の推進				
	2-2 障害福祉サービ スの充実	(1)訪問系サービスの充実 (2)日中活動系サービスの充実 (3)生活支援の推進 (4)適切な施設サービスの推進				
3 健やかな生活の充実	3-1 健康づくりの推進	(1)障害の早期発見・早期療育の推進 (2)障害の要因となる疾病等の予防 (3)保健事業の推進 (4)スポーツ・レクリエーションの振興				
	3-2 医療・障害の軽減 への支援	(1)経済的負担の軽減 (2)福祉用具の普及促進と利用支援				
4 住みよい環境 の充実	4-1 住居の確保・改善 への支援	(1)住居の確保・改善 (2)居住支援サービスの充実				
	4-2 生活環境のユニバ ーサルデザイン化の 推進	(1)住宅・建築物のバリアフリー化の推進 (2)歩行空間・公共交通機関のバリアフリ ー化の推進				
	4-3 安全安心の確保	(1)外出時の安全確保 (2)防災・防犯対策の推進				
5 心豊かな生活の充実	5-1 社会参加の促進	(1)芸術・文化・余暇活動の振興 (2)生涯学習の推進 (3)参加手段の確保と参加機会の拡大 (4)情報提供の充実 (5)コミュニケーション支援の充実				
	5-2 活動基盤の強化	(1)障害者団体の支援 (2)ボランティア活動の推進				
	5-3 障害児支援の推進	(1)早期療育の充実 (2)障害児保育の充実 (3)特別支援教育の充実 (4)一貫した相談支援体制の整備				
	5-4 啓発・広報の推進	(1)啓発・広報活動の充実 (2)福祉教育等の推進				

第4章 障害者計画の各論

第4章 障害者計画の各論

1 生活の経済的安定

1-1 制度の周知

現状と課題

障害者の生活基盤の基本となる所得を保障するための制度として、障害 基礎年金等の年金制度や特別障害者手当等の各種手当制度があります。

また、障害者の将来的な不安を軽減するため、相互扶助による心身障害者扶養共済制度があり、その掛金の助成を行っています。

障害者の経済的負担を軽減するため、各種税の減免、運賃・料金の割引、 各種資金の貸付などが行われています。

障害者やその家族の生活を安定させるため、年金・手当制度、税法上の 優遇制度等について積極的な広報活動を展開し、周知徹底に努める必要が あります。

施策展開

(1)年金制度・各種手当制度の周知

【施策の方向】

給付漏れ等をなくし、生活基盤の基本となる所得を保障し、障害者の生活の安定を確保するため、各種年金・諸手当制度の周知を十分に行い、該当者の制度活用を促進します。

【主な取り組み内容】

様々な媒体の活用

本市ホームページ、新聞、広報紙、声の広報、パンフレット等様々な 媒体により周知に努めます。

年金制度・各種手当制度等の周知

障害者等を対象に、年金制度、障害児福祉手当・特別障害者手当・特別児童扶養手当などの各種手当制度及び心身障害者扶養共済制度に対する掛金助成制度の内容に関する広報・周知を行います。

(2)税制度等の周知

【施策の方向】

経済的負担の軽減を図るため、様々な媒体を活用して税法上の優遇制度、 交通料金の割引制度、障害者控除対象者認定書の交付制度等の周知を十分 に行います。

【主な取り組み内容】

様々な媒体の活用

本市ホームページ、新聞、広報誌、声の広報、パンフレット等様々な 媒体により周知に努めます。

税法上の優遇制度、交通料金の割引制度等の周知

障害者等を対象に、各種税法上の優遇制度、交通料金の割引制度、障害者控除対象者認定書の交付制度等の内容に関する広報・周知を行います。

1 - 2 就労への支援

現状と課題

障害者が社会的に自立し、生きがいをもって人生を送るためには、就労 することが重要です。

本市では、徳島公共職業安定所や徳島障害者職業センター等との連携を 図りながら、障害者の雇用促進に努めていますが、雇用環境には依然とし て厳しいものがあり、障害者の働く場は限られています。

障害者の就労を促進するためには、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を行うとともに、障害の種別や程度、本人の能力や希望などに応じたきめ細かな支援と、就職後も離職することがないようにするため職場への定着支援が必要です。

また、障害の重度化などに伴い、一般の事業所での就労が困難な人も増えていることなどから、地域活動支援センターなど福祉的就労の場が求められており、障害者の多様な働き方を支援する必要があります。

施策展開

(1)福祉的就労の支援

【施策の方向】

一般就労の困難な障害者の就労・訓練の場として、地域活動支援センターや障害者地域共同作業所への支援を行い、福祉的就労の場の充実を図ります。

【主な取り組み内容】

地域活動支援センターへの支援(指標掲載)

障害者を対象に、創作的活動、生産活動の機会や、社会との交流ができる場所を提供し、その活動を通じて地域生活支援を行うための施設である地域活動支援センターの運営主体に、引き続き支援を行います。

喧害者地域共同作業所への支援

障害者を対象に、作業訓練を行ったり、働いたりする場所を提供し、 その活動を通じて地域生活支援の行うための施設である障害者地域共同 作業所の運営主体に、引き続き支援を行います。

障害福祉サービスにおける就労継続支援

一般企業での就労が困難な障害者を対象に、生産活動の機会の提供や 就労に必要な知識と能力の向上のための訓練等の支援を行います。

また、地域活動支援センターや障害者地域共同作業所等からの移行先として支援を行います。

(2)一般就労の拡大

【施策の方向】

徳島公共職業安定所や徳島障害者職業センター等との連携を図りながら、 企業等の障害者の就労に対する理解を深め、障害者の能力と適性に応じた 就労の場を確保します。

【主な取り組み内容】

関係機関との連携による就労支援

就労を希望する障害者やその家族から相談があった場合には、徳島公共職業安定所や徳島障害者職業センター等の機関を紹介します。これらの関係機関とは、情報を共有し、共通認識をもって連携を図り、円滑な就職につないでいきます。

障害者雇用の促進

障害者雇用促進法に基づいて、民間企業、地方公共団体において、障害者の雇用の促進に対し、理解・協力を求めていきます。

また、企業の経営者や従業員を対象として、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を中心とした、障害者雇用についての啓発活動等を充実し、民間企業等への就労機会や障害の特性に応じた多様な就労の場の確保、雇用機会の拡大を図ります。

(3)雇用・就労の支援

【施策の方向】

障害者の一般就労に必要な技術の習得や能力の向上を図り就労への支援を行うとともに、障害者団体への業務委託等を推進し、障害者の雇用促進 や雇用の場の確保に努めます。

また、障害者優先調達推進法に基づいて、障害者就労施設等からの調達推進に取り組み、福祉的就労の工賃向上に努めます。

【主な取り組み内容】

障害福祉サービスにおける就労移行支援

一般就労を希望する障害者を対象に、一定期間を定め、生産活動、職場体験などの機会を提供するとともに、就労に必要な知識と能力の向上のための訓練や求職活動に関する支援などを行います。

障害者就労施設等からの調達推進

平成 25 年度から施行される障害者優先調達推進法に基づいて、障害者就労施設等の受注機会の拡大を図るため、調達方針の策定、調達方針に即した調達の実施、調達実績の概要の公表などに取り組みます。

障害者団体への業務委託等

障害者の雇用・就労を支援するため、障害者団体に対し、本市の施設の清掃業務、駐輪場整理を委託するとともに、本市の施設を貸与し、売店運営、駐車場運営を行うことで、障害者雇用を促進します。

(4)生業の援助

【施策の方向】

障害者が生業を営む場合において、必要な資金の貸し付け等の援助を行い、障害者の就労を支援します。

【主な取り組み内容】

生活福祉資金の貸付

徳島県社会福祉協議会が実施主体として、徳島市社会福祉協議会が窓口となって、身体障害者、知的障害者、精神障害者の属する世帯等に対し、生業を営むための必要な経費、技能習得に必要な経費の他に、総合支援資金として生活再建までの間に必要な生活費用などの生活福祉資金貸付制度の申し込み手続きに関する業務を行っています。

2 社会福祉サービスの充実

2-1 相談機能の充実

現状と課題

障害者が住み慣れた地域で安心して、地域生活を送っていくためには、 障害者やその家族が適切なサービスを利用できるよう身近なところで的確 かつ総合的な相談体制を確保することが重要です。

本市では、社会福祉法人3か所で、障害者とその家族の相談を受け付け、 障害福祉サービスの利用援助・情報提供等を行っています。また、当事者 団体へ相談業務の委託を行うとともに、身体障害者相談員・知的障害者相 談員を地域に配置し、当事者の立場から、相談支援を行っています。

今後、さらに、障害者の地域移行や地域定着を促進していくためには、 総合的・専門的な相談支援、相談支援従事者の人材育成、地域の相談機関 の連携体制の強化等地域における相談支援の中核的な役割を担う機能が必 要です。

また、障害者が地域において、自己決定・自己選択の原理に基づいて、 自らの生活や環境を構築していくためには、障害者の尊厳や権利を守る、 権利擁護体制の充実や虐待防止体制の構築が必要です。

施策展開

(1)相談支援事業の充実

【施策の方向】

障害者やその家族が、身近なところで総合的な相談支援が受けられるとともに、障害者やその家族の生活実態に応じた障害福祉サービス等を提供するため、相談機能の充実を図ります。

また、障害者の地域生活や地域の相談支援体制をバックアップする徳島市障害者自立支援協議会の機能の充実を図るとともに、地域の相談支援体制を一層強化するため、相談支援に関する地域のセンター機能を設けます。

【主な取り組み内容】

一般相談事業

障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行うとともに、虐待の防止、その早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な支援の充実を図ります。

計画相談支援・障害児相談支援

障害者又は障害児の自立した生活を支え、障害者又は障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントの手法によりきめ細かく支援するため、地域の特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所の状況を踏まえつつ、サービス等利用計画作成の対象者を段階的に拡大します。

地域相談支援

障害者支援施設等に入所している障害者や精神科病院に入院している 精神障害者の住居の確保、地域生活へ移行するための支援を行う「地域 移行支援」と地域移行後居宅において単身生活する障害者について、常 時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における支援を行う「地域定着支 援」を関係機関と連携しながら行います。

ピアカウンセリングの実施

身体障害、知的障害、精神障害の各障害者団体の相談窓口で、当事者の立場から、障害者に対する情報提供や相談支援を実施します。

身体障害者相談員・知的障害者相談員による相談支援

身体障害者相談員・知的障害者相談員を地域に配置し、身近なところでの相談に応じたり、家庭訪問等の実施により、ニーズの掘り起こしや行政との連絡調整を行います。

徳島市障害者自立支援協議会の機能充実

一般相談事業の中立性・公平性を確保する観点から行う、一般相談支援事業者の取り組み評価、困難事例への対応に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワークの構築に向けた協議、地域の社会資源のあり方に関する意見交換等を行い、地域の相談支援体制を充実するとともに、障害福祉計画を策定・変更する場合の意見聴取機関として、機能強化を図ります。

基幹相談支援センターの設置

障害の種別や各種ニーズに対応する総合的・専門的相談、相談支援従事者の人材育成、相談支援事業者への専門的助言指導、地域移行・地域定着の推進、権利擁護等を行う、基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の一層の強化を図ります。

また、相談支援事業の人員体制の強化を含めて、基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制を再構築します。

専門的職員の養成・確保

一層専門化する障害者福祉分野の相談やサービス利用調整、権利擁護等に適切に対応できるようにするため、本市の障害者福祉に従事する職員について、保健師・社会福祉士等専門的職員の確保・配置に努めます。

また、障害者からの相談等に的確に対応できるよう、関係する本市職員の資質向上を図るため、各種の専門的な研修の受講を積極的に進めます。

(2)権利擁護の推進

【施策の方向】

判断能力が十分でない人に対して、人権や財産を守り、意思決定を支援する仕組みが必要であることから、地域において、権利擁護体制・虐待防止体制を構築するとともに、関連制度の周知を図り、利用を促進します。

また、福祉サービスの利用に際しての苦情解決についても関係機関と連携を図ります。

【主な取り組み内容】

成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者について、成年後見制度の申立てに要する 経費や後見人等の報酬を補助します。

また、知的障害者福祉法及び精神保健福祉法に基づいて、その福祉を 図るため特に必要があると認められる場合は、市長が後見等開始の審判 の申立てをします。

日常生活自立支援事業

徳島県社会福祉協議会から委託を受け、徳島市社会福祉協議会では、 知的障害者・精神障害者等のうち判断能力が不十分な人について、契約 に基づいて、福祉サービスの利用に関する援助や金銭管理などを行い、 障害者等が地域において、自立した生活が送れるよう支援しています。

市民後見人養成事業

障害者に係る成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる人材を育成するとともに、その活用を図るための研修を行います。

障害者虐待防止センター事業

徳島市障害者虐待防止センターを設置し、関係機関と連携し、障害者 及びその養護者に対する相談、指導及び助言、通報・届出の受理、障害 者の安全確認、通報等に係る事実確認並びに事実確認に基づく適切な措 置に取り組みます。

権利擁護ネットワークの構築

福祉・保健・司法関係者や警察等関係機関との連携体制を構築し、実 効性のある、障害者の虐待の防止及び養護者に対する支援並びに判断能 力が十分でない人に対する意思決定支援に取り組みます。 また、児童虐待防止ネットワーク・高齢者虐待防止ネットワークとの 連携を推進します。

権利擁護の広報の推進

障害者の権利擁護と障害者に対する理解を促進するため、障害者虐待防止センター事業、成年後見制度等権利擁護にかかわる事業・制度・関係機関を積極的に広報します。

苦情解決体制の推進

福祉サービスの利用に関して、各事業所における苦情解決の仕組みの整備を推進するとともに、徳島県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会との連携を図り、福祉サービスの質の向上を図ります。

2-2 障害福祉サービスの充実

現状と課題

支援を必要とする障害者が、住みなれた地域で生活を続けていくためには、個々の障害者のニーズに応じたサービスを整備し、確保する必要があります。

また、障害の重度化・重複化や障害者・介護者の高齢化等により、障害者のニーズはますます多様化しています。こうした多様なニーズに対応していくためには、障害福祉サービス事業者とも連携しながら、個々のニーズに対応できるサービスの提供に努めていく必要があります。

一方で、障害者に対するサービスの中核である障害福祉サービスの提供 は、障害者自立支援法に規定されていますが、地域の実情に応じた、障害 福祉サービスを補完するサービスの提供も重要です。

また、障害者虐待防止の観点から、契約による障害福祉サービス利用の 例外として、身体障害者福祉法や知的障害者福祉法等に規定されている措 置制度も必要に応じた活用が求められています。

施策展開

(1)訪問系サービスの充実

【施策の方向】

障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な訪問系サービスに係る給付を行います。

【主な取り組み内容】

訪問系サービスの充実(指標掲載)

障害者が自らの能力を活かし、在宅で自立した生活が送れることを目指して、訪問系サービスが十分提供されるようサービスの充実を推進するとともに、サービスの質の向上を促進します。

<訪問系サービスの内容>

居宅介護(ホームヘルプ) 重度訪問介護、行動援護、同行援護、 重度障害者等包括支援

(2)日中活動系サービスの充実

【施策の方向】

障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な日中活動系サービスに係る給付を行います。

【主な取り組み内容】

日中活動系サービスの充実

障害者が 24 時間施設内にとどまる生活から地域と交流する生活へ転換することを促進するため、日中活動の機会の充実を図ります。

<日中活動系サービスの内容>

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所

(3)生活支援の推進

【施策の方向】

介護者である家族の高齢化が進むなど障害者を取り巻く生活の環境が変化している中で、障害者が地域において自立し、安定した生活を送れるよう、緊急時・災害時の対応を含め、日常生活の維持・向上に必要な支援・介護者の生活の質の向上に必要な支援を行います。

【主な取り組み内容】

日中一時支援事業の充実

知的障害者や障害児で、日中、介護する人がいないため、一時的に見守りが必要な場合に、施設などで活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。

心身障害者等短期入所の充実

家族が疾病等の理由で急きょ心身障害者等を介護することが困難になった家庭を対象に、心身障害者等を一時的に障害者支援施設等に入所させることで、在宅での生活を支援します。

難病患者等へのホームヘルパー派遣

在宅での日常生活に支障のある難病患者等を対象に、難病患者等の家にホームヘルパーを派遣し、日常生活を支援することで、難病患者等の生活の質の向上と自立の促進を図ります。

緊急通報装置の貸与

緊急時における迅速かつ適切な対応をとるために、緊急通報装置を貸与し、障害者の不安を解消し、生活の安全安心を確保します。

身体障害者福祉電話の貸与

緊急連絡の手段を確保するため、福祉電話を貸与するとともに、利用者の安否確認や各種相談を行います。

更生訓練費の給付

就労移行支援事業、自立訓練事業の利用者を対象に、職能訓練等を受けるために必要な文房具、参考図書等を購入する費用又は通所に要する費用を給付し、社会参加の促進を図ります。

(4)適切な施設サービスの推進

【施策の方向】

これまでの 24 時間を通した施設での生活から、地域と交わる暮らしへの移行を目指すという観点から施設サービスを位置づけ、適切な施設サービスを提供します。

また、やむを得ない事由があり、他に障害者本人の援助などを行うことができない場合には措置を実施し、障害者の生活と安全の確保を図ります。

【主な取り組み内容】

施設入所支援

施設に入所する障害者に、主として夜間に入浴、排泄、食事などの介護や、生活などに関する相談、助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

障害者支援施設措置

重度の障害者で自分ではサービスの申請ができず、介護する人もいない場合など、やむを得ない事由により介護給付費・訓練等給付費の支給を受けることが著しく困難であると認められる場合は、措置を実施します。

3 健やかな生活の充実

3 - 1 健康づくりの推進

現状と課題

障害には、疾病によるもの、交通事故等によるものなど様々な要因がありますが、これら疾病や事故を防ぐことはもとより、こうした疾病や障害の要因の早期発見が大切です。

胎児、乳幼児期における障害の発生を防止するためには、障害の実態と原因の把握に努めるとともに、障害の早期発見、早期治療に取り組むことが重要です。近年増加傾向にあると言われる発達障害についても、平成17年に施行された発達障害者支援法以降、早期発見、早期の発達支援の重要性が強調されているところです。

また、脳卒中、骨粗しょう症等の生活習慣病に起因する障害の発生も増加傾向にあります。日常の生活習慣の改善を促進するとともに、介護予防事業との連携により寝たきり等の原因となる生活機能低下の早期把握に努める必要があります。

さらに、心の病を持つ人が増加しているため、精神保健知識の普及等により市民の心の健康づくりを進めていくとともに、思春期、高齢期等のライフステージに応じた精神保健対策を推進していく必要があります。

施策展開

(1)障害の早期発見・早期療育の推進

【施策の方向】

胎児、乳幼児期における障害の要因となる疾病等の予防、障害の早期発見、早期支援の重要性にかんがみ、母子保健法・発達障害者支援法などに基づいて、関係機関と連携しながら、障害の早期発見・早期療育を推進します。

【主な取り組み内容】

乳児健康診査事業

乳児の健康保持・増進や保護者の育児不安の軽減を図るため、乳児健康診査を実施し、心身の異常の早期発見・早期援助の充実に努めます。

1歳6か月児及び3歳児健康診査事業

心身の発育・発達のチェックに適した時期である1歳6か月頃に、健康診査を実施し心身の障害を早期に発見し、早期支援や関係機関との連携によって、良い生活習慣の形成や虐待の予防に努めます。

また、運動機能・感覚機能・精神機能・言語発達等人間の形成に重要な時期である3歳頃にも、健康診査を実施し、言語・視聴覚・歯・運動などの身体面に限らず、情緒・習癖等の精神心理面の総合健診を行い、障害の早期発見・早期援助を行います。

心理発達相談

1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の結果、心理発達面において問題があると疑われる幼児に対して、心理相談員による発達相談を行い、保護者に対し、育児や今後の対策等について助言するとともに、あらゆる機会をとらえて幼児の発育・発達について周知し、心理発達相談の充実に努めます。

保育所育児相談事業

0歳から就学前の子どもを対象として、発達、発育、生活習慣などの 育児相談を、保育所において、保育士と保健師が行い、関係機関との連 携による早期支援を行います。また、子育て不安のある保護者や地域で 孤立した保護者に対する育児支援を行います。

(2)障害の要因となる疾病等の予防

【施策の方向】

障害の要因となる疾病等の予防を図るため、母子保健の充実を図るとと もに、母子保健法・健康増進法などを踏まえ、妊娠中から高齢期に至るま での各種保健事業の推進を図ります。

事業の実施にあたっては、障害の特性に配慮した実施に努めます。

【主な取り組み内容】

予防接種の促進

接種率の向上を目指し、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査、訪問・相談の機会をとらえて未接種者への接種勧奨を行います。

また、麻しん、風しんワクチンについては、保育所・学校・教育委員会との連携を図りながら広報に努めていくとともに、未接種者への接種 勧奨を行うとともに、未接種者通知を行います。

母子健康手帳交付事業

母子健康手帳は、母と子の健康状態を記録するもので、記録することにより、健康管理に役立ち、医療を受ける時の手助けになります。今後は、妊娠早期の手帳交付を促進することで、母子の健康管理のより一層の充実を図ります。

母子訪問指導事業

妊産婦・新生児・乳幼児に対して、保婦師、助産師が訪問して妊娠・ 出産・育児、疾病予防等に関する必要な指導を行います。各種健診で経 過観察の必要な人や健診未受診者に訪問指導を実施し、育児不安の軽減、 心身の発育・発達の支援を行い、虐待の早期発見・予防の充実に努めま す。

また、低体重児・未熟児のいる家庭についても同様に訪問し、医療機関等と連携を図りながら、早期の支援を行うことで、疾病の予防に努めます。

がん検診

がん検診の周知徹底を行い、からだや耳が不自由な人の胃がん・肺がん検診の受けやすい体制づくりに努め、受診率の向上とがんの予防を図ります。

国民健康保険事業

国民健康保険被保険者を対象に、特定健康診査・特定保健指導事業、 人間ドック助成、脳ドック助成、歯科健康診断、はり・きゅう・マッサージ施術助成等の事業を行い、健康づくりと疾病の予防を図ります。

(3)保健事業の推進

【施策の方向】

健康教育、健康相談等の保健事業を行うことにより、健康に関する正しい知識の普及、健康の増進、健康づくりのための意識の高揚を図るとともに、心身の機能が低下している人の機能の回復維持を図ります。

また、市民の心の健康づくりを推進するために、正しい知識の普及・啓発を図ります。

【主な取り組み内容】

健康教育事業

健康づくり・生活習慣病予防・介護予防に関する健康教育を実施し、 健康づくりに関する正しい知識の普及を図ります。

健康手帳交付事業

広報紙やホームページ等を通じて糖尿病予防等の健康情報を記載し、 自分で健康管理ができる健康手帳の意義を周知し、手帳交付希望者の増加に努め、市民自らの健康管理への取り組みを促進します。

健康相談事業

心身の健康について、市民一人ひとりの相談に応じ、個人の健康状態に応じた適切な指導や助言が行えるよう、健康相談事業の充実に努めます。

訪問指導事業

生活習慣病予防及び重症化予防の対象者に対し、各家庭を訪問し、生活習慣改善指導を行うことにより、自らの健康状態を自覚し、生活習慣を改善することで、健康の維持、重症化予防を促進します。

精神保健福祉の推進

精神保健福祉センター、保健所、医療機関等の関係機関との連携のもとに、精神保健福祉相談の充実を図ります。

(4)スポーツ・レクリエーションの振興

【施策の方向】

障害者の自立と社会参加を促進するためには、健康の維持や体力づくりが基本となります。

近年、障害者のスポーツ・レクリエーション活動は活発になってきたものの、まだまだ十分とは言えず、障害の特性を踏まえた多様なスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

【主な取り組み内容】

障害者スポーツ・レクリエーションの振興

障害の種別や程度にかかわらず、すべての障害者が自身の健康の維持 や体力づくりに取り組み、積極的な社会参加を促進するため、障害者スポーツクラブへの活動支援等を行い、障害者スポーツ・レクリエーションの普及に努めます。

障害者スポーツ大会の開催(指標掲載)

障害者とその家族を対象に、障害者スポーツ大会を開催し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、ボランティアとの交流等を通じて、社会参加機会の拡大を図ります。

3 - 2 医療・障害の軽減への支援

現状と課題

障害の重度化、重複化及び高齢化の進展、医学的管理を必要とする人の増加、さらに、原因がいまだ不明で治療方法が確立されていない難病や、治療が長期にわたる小児慢性特定疾患など、家族や患者の医療に係る負担は多大なものがあります。このため、医療費の助成による経済的負担の軽減が重要です。

また、病気の治療だけでなく、障害の軽減を図ったり、その残存能力を 十分活用することは、社会参加や自立のため欠かせないことから、福祉用 具の果たす役割が大きなものとなっています。

施策展開

(1)経済的負担の軽減

【施策の方向】

障害者の障害の除去や軽減を図る自立支援医療(更生医療・育成医療) や、重度の障害者を対象とした重度心身障害者医療費助成制度などにより、 医療費支出の経済的負担の軽減を図ります。

また、県制度である自立支援医療(精神通院医療)により、精神障害者の通院医療費の経済的負担の軽減を図ります。

【主な取り組み内容】

重度心身障害者医療費の助成

重度心身障害者に対して、医療費の一部を助成することにより、重度 心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ります。

自立支援医療(更生医療)の給付

18 歳以上の身体障害者手帳所持者を対象として、障害の除去・軽減、機能の回復等を行うことにより、その日常生活能力、社会生活能力又は職業能力を回復、向上、獲得することを目的とした手術などの医療を指定医療機関において給付し、医療費の一部を公費で負担します。

自立支援医療(育成医療)の給付

障害児(将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含みます。) を対象として、その身体障害の除去、軽減、機能の回復等を行うことにより、日常生活能力、社会生活能力・職業能力を回復、向上、獲得することを目的とした手術などの医療を指定医療機関において給付し、医療費の一部を公費で負担します。

自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患により継続的に通院を要する人を対象として、指定医療機関における通院医療費の一部を公費(県)で負担します。

乳幼児等医療費の助成

乳幼児等に対する医療費の一部をその保護者に助成することにより、 その疾病の早期発見と治療を促進し、乳幼児等の保健の向上と福祉の増 進を図ります。

未熟児養育医療の給付

心身機能が未熟で疾病にかかり易く、心身に障害を残すことが多いと される未熟児に対して、指定療養医療機関において、必要な医療の給付 を行います。

(2)福祉用具の普及促進と利用支援

【施策の方向】

補装具・日常生活用具の給付制度について周知の徹底を進め、障害を原因とする生活のしづらさを軽減し、日常生活をより安心して過ごせるように支援します。

【主な取り組み内容】

補装具の給付

身体障害者に対し、失われた身体機能を補完・代替するための用具である補装具の購入又は修理に要する費用の一部を支援し、身体障害者の職業その他日常生活の質の向上を図ります。

障害者への日常生活用具の給付

重度の障害者に対し、自立生活を支援するための日常生活用具を給付し、障害者の日常生活の質の向上を図ります。

難病患者等への日常生活用具の給付

在宅の難病患者及び小児慢性特定疾患児等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付し、難病患者等の日常生活の質の向上を図ります。

4 住みよい環境の充実

4-1 住居の確保・改善への支援

現状と課題

障害者が地域で自立した生活を営むためには、その基盤となる住宅の確保・充実が重要です。

既存住宅の改造にあたっては、現在、住宅改造費助成制度や生活福祉資金貸付制度による援助がありますが、これらの制度の周知徹底を図っていく必要があります。

市営住宅(特定目的住宅)については、障害者や高齢者などへの優先入 居枠を設定し、障害者や高齢者に配慮した住宅を供給しています。

また、施設等に入所している障害者が地域生活に円滑に移行できるようにするためには、グループホーム等の確保が必要となっています。

施策展開

(1)住居の確保・改善

【施策の方向】

障害者が地域で自立した生活を送れるよう、障害者の住まいの確保、バリアフリーに対応した暮らしやすい住まいの普及・改善を推進します。

【主な取り組み内容】

住宅改修・住宅改造の推進

在宅の身体障害者を対象に、住宅の床段差の解消や手すりの設置など 既存住宅の改修・改造に要する費用の一部を助成し、障害者が安心して 快適に暮らせる住居の整備を促進します。

市営住宅への優先入居

住宅に困窮している障害者世帯に対し、市営住宅の空き住宅のうち、

一部を優先入居枠として設定し、住まいの確保を図ります。

生活福祉資金(住宅資金)の貸付

徳島県社会福祉協議会が実施主体として、徳島市社会福祉協議会が窓口となって、身体障害者、知的障害者、精神障害者の属する世帯等に対し、住宅の増改築、補修等に際し、生活福祉資金貸付制度の申し込み手続きに関する業務を行っています。

(2)居住支援サービスの充実

【施策の方向】

施設等へ入所している障害者が、安心して地域生活へ移行できるよう、 グループホーム・福祉ホーム等への利用を推進します。

【主な取り組み内容】

グループホーム・福祉ホーム等の利用推進(指標掲載) 施設等へ入所している障害者が、安心して地域生活へ移行できるよう、 単身生活以外の選択肢として、グループホーム・福祉ホーム等への利用 を推進します。

4 - 2 生活環境のユニバーサルデザイン化の推進

現状と課題

障害者が地域で暮らしていくためには、障害者だけでなくすべての人が暮らしやすいユニバーサルな生活環境づくりが求められます。

本市においては、これまでも公共施設等のバリアフリー化に取り組んできていますが、十分でないのが現状です。

このため、今後も、障害者の円滑な利用に配慮した施設整備を推進していく必要があります。

施策展開

(1)住宅・建築物のバリアフリー化の推進

【施策の方向】

ユニバーサルデザインの考え方に基づき、住宅・建築物のバリアフリー 化を推進します。

【主な取り組み内容】

市営住宅の整備

障害者、高齢者等の利用に配慮した段差解消等のバリアフリー化を推進し、だれもが安心して快適に暮らせる市営住宅の整備に計画的に取り組みます。

公共施設の整備

既存の本市の公共施設については、だれもが安全で安心して利用できるよう施設のバリアフリー化を推進します。また、新築・大規模改修等を行う場合には、ユニバーサルデザインの考え方に配慮します。

建築物等の整備

一定規模以上の特定生活関連施設(社会福祉施設・医療施設・娯楽施設・宿泊施設等)では、ユニバーサルデザインの整備基準に適合している事業者に対して、適合証を交付するなど、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

(2)歩行空間・公共交通機関のバリアフリー化の推進

【施策の方向】

障害者や高齢者の移動の連続性、円滑性を高めるため、公共交通機関、 歩行空間等のバリアフリー化を推進します。

【主な取り組み内容】

道路のバリアフリー化事業

これまで重点的にバリアフリー化を実施した箇所に接続する道路を中心として、歩道のバリアフリー基準を満たさない箇所の段差解消などに取り組み、バリアフリーに配慮した歩行空間の整備を行います。

ノンステップバスの導入

障害者や高齢者が利用しやすいようにするために、市バス車両につい てノンステップバスの導入を推進します。

4-3 安全安心の確保

現状と課題

障害者は、障害の態様や程度によって、交通弱者や災害時要援護者としてとらえられますが、その対策についてはまだまだ十分ではないのが現状です。

このため、障害者が安全かつ安心して社会参加することができる交通環境づくりを推進していくとともに、障害の特性に応じたきめ細やかな防災・防犯対策を推進していく必要があります。

また、こうした取り組みに加えて、市民への「心のバリアフリー」を普及していく必要があります。

施策展開

(1)外出時の安全確保

【施策の方向】

障害者が安全かつ安心して社会参加できるように、障害者に対して、交通安全意識の啓発を行うとともに、地域のバリアフリー思想の普及を図ります。

【主な取り組み内容】

交通安全教室の充実

特別支援学校・障害者福祉施設等への交通安全教室を積極的に開催し、 交通安全意識の啓発や交通マナーの向上など、交通安全に対する指導・ 啓発の充実を図ります。

放置自転車対策の推進

徳島駅前周辺を自転車放置禁止区域に指定し、駅前地下自転車駐車場利用の促進、中学生・高校生等への啓発・周知を徹底し、防災活動や障害者などの通行機能の円滑化を図ります。

「心のバリアフリー」の普及

路上駐車や自転車の放置、歩道への商品陳列や立看板など、歩行の妨げとなる行為や危険な行為をやめるなど、障害者等に配慮する「心のバリアフリー」の市民への普及を図ります。

(2)防災・防犯対策の推進

【施策の方向】

障害者を災害と犯罪から守るため、防災・防犯体制の整備、充実を推進 し、障害者の地域生活の安全安心の確保を図ります。

【主な取り組み内容】

災害時要援護者避難支援プランの策定

徳島市津波避難計画の見直しにあわせて、東日本大震災を教訓とした 災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)を策定します。

また、支援を必要とする災害時要援護者の状況把握等に努めるとともに、地区別津波避難計画の作成作業と連携し、災害時要援護者避難支援プラン(個別計画)の策定を進め、防災訓練等を通じて避難支援者からの情報伝達や避難支援の有効性・安全性を検証します。

災害時要援護者台帳の整備

災害時に自力避難が困難と予想される障害者に対し、安否確認や避難 誘導が円滑に行われるよう、災害時要援護者台帳登録者の拡大に努める とともに、災害時要援護者台帳システムを導入し、関係部署間でのデー 夕共有と効率的なデータ更新が可能な環境を整備し、災害時の効果的な 要援護者支援につなげます。

家具転倒防止対策の推進

地域と協働して、高齢者及び障害者世帯に対して、家具等転倒防止器 具を取り付け、家具等を固定することにより、地震に伴う家具等の転倒 による被害を防止又は軽減します。

災害時ボランティアコーディネーターの確保

大規模な災害発生時に、効果的な救援活動を行うためのボランティアコーディネーターを現場に配置できるよう、徳島市社会福祉協議会と連携を図り、災害時ボランティアコーディネーターの育成と確保に努めます。

福祉避難所の体制整備

災害時に、一般の避難所では要援護者に対する配慮を行うことが難しい場合が考えられることから、施設設備や物資、機材、人材等に関して、 障害者等が安心して避難ができる福祉避難所の体制を整備します。

災害時要援護者の防火対策事業

障害者、障害者福祉施設及び関係団体に対して、災害時に適切な行動がとれるよう、防火・防災教室や研修会を開催し、防火・防災に関する知識・技術の普及啓発を図ります。

高機能消防指令センターの整備

火災・救急・救助等の通報時に場所の特定が的確にできるよう、消防機関がいち早く通報された電話機の設置場所を知ることができる発信地表示システムの導入や聴覚障害者等からのメールによる通報を受信できる災害メール受診システムなどを備えた高機能消防指令センターの整備に向け、調査・検討を行います。

防災・防犯知識の普及

災害時及び緊急時における対応能力を高めるため、障害者に対し防災・防犯知識の普及・啓発活動を行うとともに、聴覚障害者や発語障害者等を対象として、緊急時の通報手段として「ファックス119番」や「ファックス110番」、「メール110番」の周知を図ります。

障害者見守リネットワークの構築

障害者が住み慣れた地域において安心した暮らしを続けられるために、本市と民生委員、協力事業所等が連携して、地域全体で見守りや訪問等を行い、日常的に安否を確認するとともに、異常等を発見したときには迅速に対応できる体制を整備することにより、障害者見守りネットワークを構築します。

5 心豊かな生活の充実

5-1 社会参加の促進

現状と課題

障害者が社会参加し、自己実現を図ることができてはじめて、地域の一員として、その人らしく、豊かさを感じられる生活を送ることができるといえます。そのためには、障害者が芸術・文化・余暇活動、学習活動、地域活動などの場に自由に参加し、活動できる必要がありますが、依然として制約がみられます。

このため、障害者が自己の選択に基づいて、積極的に芸術・文化・余暇活動、学習活動、地域活動などの社会参加活動に参加できるよう、活動の場の拡大などに努めていく必要があります。

施策展開

(1)芸術・文化・余暇活動の振興

【施策の方向】

障害者の芸術・文化・余暇活動を促進していくため、活動や発表の場の 拡大に努めます。

【主な取り組み内容】

活動・発表の場の拡大(指標掲載)

より多くの障害者が参加できるよう、福祉展の充実に努めるとともに、障害者及び障害者団体の芸術・文化活動の振興に努めます。

余暇活動への支援

障害者に対するレクリエーション事業の開催や各種施設使用料の減免など余暇活動への支援を行います。

(2) 生涯学習の推進

【施策の方向】

障害者が、学びたいことを見つけ、自主的に学習を続けていくことができる、きっかけとなる講座の充実や図書サービス等の充実を図ります。

また、障害者に対する正しい認識、理解を得られるよう、市民に対する 生涯学習の推進に努めます。

【主な取り組み内容】

各種講座の充実

在宅の障害者を対象に開催するパソコン教室などの講座の充実に努めます。

点字図書、音声・映像ライブラリー等の充実

障害者が利用しやすいように、点字図書、音声・映像ライブラリー等の質的、量的な充実に努めます。

図書館利用支援の充実

身体が不自由で図書館に来られない人や文字を読むことが困難な人に対して、図書に親しむ機会を拡大するため、移動図書館での巡回、在宅送本及び対面朗読を行うとともに、障害者等のための図書館利用支援の周知に努めます。

市民に対する生涯学習の推進

市民に対し、各種講座等を通じて、障害者に対する正しい認識、理解 を得られるよう生涯学習の推進に努めます。

(3)参加手段の確保と参加機会の拡大

【施策の方向】

障害者の社会参加のために妨げとなっている移動等の問題を緩和又は解消し、社会参加の促進を図ります。

【主な取り組み内容】

移動支援事業の推進

屋外での移動が困難な障害者に対して、社会生活上必要不可欠な外出 及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援し、地域にお ける自立生活及び社会参加を促進します。

自動車運転免許取得費・自動車改造費への助成

重度障害者本人が就労等に伴い、自動車運転免許を取得する場合に、 その経費の一部を助成します。また、自動車の改造に要する経費の一部 を助成し、障害者の活動範囲を拡大し、社会参加につなげます。

市バス無料乗車証等の交付

障害者の移動手段を確保するため、市バスの無料乗車証(市バスの未 導入地域の人に対しては、徳島バスの特定回数乗車券)を交付し、社会 参加を促進します。

福祉タクシー利用券の交付

重度の身体障害者及び知的障害者に対して福祉タクシー券を交付する ことで、生活圏の拡大を図り、障害者の社会参加の促進につなげます。 身体障害者補助犬法の普及・啓発

身体障害者補助犬法の普及・啓発に努め、市民の理解を深めるとともに、身体障害者補助犬の利用を促進し、身体障害者の移動手段の確保や 社会参加を支援します。

郵便等による不在者投票制度の周知・啓発

重度の身体障害があり、公職選挙法で郵便等による不在者投票が認められている対象者に対し、対象となる障害の程度、郵便等投票証明書の 交付申請や投票手続きなどの周知・啓発を行い、障害者の社会参加の促 進を図ります。

(4)情報提供の充実

【施策の方向】

現代社会において、情報へのアクセスは基本的な権利のひとつであり、 障害者の社会参加を促進するためにも、必要な情報を障害の特性に応じた 適切な方法で伝えることが大切です。

障害者が円滑に情報を取得・利用し、その意思を表示し、人と意思疎通を図ることができるようにするため、情報の利用におけるバリアフリー化を推進します。

【主な取り組み内容】

障害に応じた情報提供の充実

障害者の自立した日常生活や社会生活を支援するため、福祉サービスの内容・利用方法や相談機関などを冊子にとりまとめ、障害の特性に応じた方法で情報を提供します。

視覚障害者に対する「声の広報」・「声のとくしま市議会だより」及び テレビ広報「マイシティ徳島」における聴覚障害者に対する手話挿入に より、市政に対する理解を深めてもらうとともに、市民参加意欲の啓発 を図ります。

また、本市ホームページへの音声読み上げ機能・ふりがな機能の導入などアクセシビリティ・ユーザビリティの向上に努めます。

さらに、在宅の視覚障害者には、点字版の家庭ごみ収集日程表の配布 を今後も続けるなど必要な情報の提供に努めます。

(5)コミュニケーション支援の充実

【施策の方向】

障害者が自立し、社会参加できるよう、必要な情報コミュニケーション 支援体制の充実を図ります。

【主な取り組み内容】

コミュニケーション支援体制の整備

障害者の意思疎通支援のひとつとして、手話通訳者・要約筆記奉仕員 の派遣事業を推進します。

また、障害福祉課窓口に、手話通訳のできる職員を配置するとともに、 視覚障害者用の情報支援機器を整備するなど、コミュニケーション支援 体制の充実に努めます。

5 - 2 活動基盤の強化

現状と課題

障害者の自立と社会参加を促進するためには、障害者やその家族が自立性や積極性を強く持ち、自ら地域へ働きかけていく主体的な活動に取り組んでいく必要があります。

そのためには、当事者としての障害者団体の支援と障害者団体の自主的な活動の促進を図るとともに、障害者の社会参加を支援するボランティア活動の推進を図ることが求められます。

施策展開

(1)障害者団体の支援

【施策の方向】

障害者やその家族が運営している各種団体の活動は、自立と社会参加を 進める上で様々な役割を担っています。

障害者の社会参加を促進するため、障害者自らの主体性を尊重しつつ、これらの団体の活動が活発に行われるよう、各種団体への支援と団体相互の交流活動を支援します。

【主な取り組み内容】

障害者団体の支援

障害者の自立と社会参加を促進するため、障害者団体・家族会等の連携を密にし、様々な事業展開の支援に努めます。

自主グループ等の活動支援

障害者が地域での活動やまちづくり活動など、様々な活動に参加できるよう積極的に支援します。

(2)ボランティア活動の推進

【施策の方向】

障害者の社会参加を促進するため、様々な機会と手段を利用して、障害者や障害についての認識や理解をより一層深め、すべての人が共に支えあい、主体的に地域の活動へ参加できるよう、ボランティア団体によるボランティア活動や、NPO等による市民参加活動などの幅広い取り組みを推進します。

【主な取り組み内容】

ボランティアの育成

障害者に対するボランティア活動は、活動を通じた交流によって障害者への理解も深められるため、あらゆる機会をとらえてボランティア意識の高揚を図るとともに徳島市ボランティアセンターの機能の充実・強化を図り、徳島市社会福祉協議会と連携し、より一層のボランティア活動の推進とボランティアの育成に努め、ともに支えあう社会の実現を目指します。

また、障害者の社会参加を支援するため、今後とも、手話・要約筆記のボランティア講座を開催し、手話・要約筆記奉仕員の養成を図ります。

ボランティア、NPO等の活動支援

市民が積極的にボランティア、NPO活動を行えるよう、徳島市ボランティアセンター、市民活力開発センターの活用を通じて、情報の提供、活動の助言や交流の場の提供に努めるとともに、障害者団体、ボランティア団体、NPO等と連携を図り、ネットワークを活用し、様々な角度から障害者支援への取り組みを効率的かつ効果的に行います。

また、市民の主体的な地域福祉活動を促進するため、活動に関する支援策についても、積極的に広報を行います。

5-3 障害児支援の推進

現状と課題

障害児が将来の生活において自立し、可能な限り能力を発揮していくためには、できる限り早い時期から子どもの障害に応じた療育を行っていくことが重要であり、早期発見を担う母子保健活動等との連携はもちろん、療育相談・療育支援や教育相談機能の充実により、障害児を持つ家庭の子育てに対する不安や悩みを軽減し、障害の受容や障害に対する知識等のサポート等相談体制を充実していく必要があります。

特に、乳幼児期の障害については、発達の遅れか否かの判断など、医療機関をはじめとする関係機関との連携により、個人の特性に応じたきめ細やかな支援を継続的に行っていくことが必要です。

平成 17 年に施行された発達障害者支援法に基づき、発達障害を早期に発見し支援を行うため、保健、福祉、教育、医療及び労働などの各関係部門・機関の一層の連携強化を図り、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに応じた一貫した支援体制の整備に努める必要があります。

一方、特別な支援を必要とする幼児・児童生徒に対する教育支援体制の 整備も行っていく必要があります。

今後とも、特別な支援の必要な幼児・児童生徒が社会的に自立し、充実 した人生を送ることができるよう、幼児・児童生徒の視点に立って一人ひ とりの教育的ニーズを把握し、必要な指導及び支援を行っていくことが求 められています。

施策展開

(1)早期療育の充実

【施策の方向】

保健・医療・福祉の密接な連携のもとに、障害の早期発見、相談、指導、通園・通所、さらに教育へといった流れがスムーズに行われるよう、地域における早期療育の充実を図ります。

【主な取り組み内容】

障害児通所支援の充実

障害児が、身近な地域で支援が受けられるとともに、障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、平成 24 年 4 月に再編された、児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等の障害児通所支援の提供について、障害児相談支援事業者等関係機関と連携し、早期支援の体制を整備するとともに、個々の障害児に応じた支援を充実します。

発達障害児支援体制の整備

発達障害を早期に発見し、発達支援を行うため、保健、福祉、教育、 医療及び労働などの各関係部門・機関が緊密に連携し、個々の発達障害 の状態に応じたきめ細かな支援体制の整備を行います。

(2)障害児保育の充実

【施策の方向】

障害児それぞれの能力・可能性を最大限に伸ばせるよう、保育体制の充実と保育士等の研修による資質の向上等を促進し、障害児保育の充実を図ります。

【主な取り組み内容】

保育環境の充実

集団保育が可能で日々通所できる障害児の受け入れを促進できるよう、 受け入れに関する処遇の向上及び必要な保育環境の充実に努めます。

保育体制の充実

保育所への障害児の受け入れ体制の充実を図るため、保育士の障害児保育の技術向上等を目的とした特別支援教育巡回相談員による障害児保育巡回指導の充実、保育士の資質の向上を目的として研修会の開催等を行う発達障害者支援事業の充実、保育士の加配等に努めます。

学童保育の充実

学童保育クラブへの障害児の受け入れを円滑に行うため、施設の改善 や指導員の増員を支援します。

(3)特別支援教育の充実

【施策の方向】

特別な支援を必要とする幼児・児童生徒が自立と社会参加による充実した人生を送れるよう、就学の奨励や、特別支援学級等必要に応じた学びの場の確保、教職員等の研修による指導力の向上を図り、それぞれの能力・可能性を最大限に伸ばす教育を目指します。

【主な取り組み内容】

児童生徒の就学奨励

特別支援学級への児童生徒の就学を奨励するため、就学に必要な経費を支給することにより保護者の経済的負担を軽減します。

教職員研修の充実

障害のある幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うために、幼稚園・小学校・中学校のすべての教職員を対象に、専門的知識のある講師を招いた研修会を開催し、指導力の向上を図ります。

教育環境の充実

特別な支援を必要とする幼児・児童生徒の学習活動を支援するため、施設、設備の改善等教育環境の充実に努めるとともに、特別支援連携協議会において関係機関と連携しながら障害のある幼児・児童生徒に対する教育的支援体制の整備を検討します。

一貫した教育的支援の充実

特別な支援を必要とする幼児・児童生徒に対して、幼児期からの一貫 した教育的支援を行うため、就学支援シートや個別の教育支援計画を活 用し、幼児・児童生徒一人ひとりの特性に応じた教育に取り組みます。

就学指導・教育相談の充実

特別な支援を必要とする幼児・児童生徒に対して、一人ひとりの特性や教育的ニーズに合った適切な相談・支援活動が行えるよう、関係機関と連携し、また訪問教育指導主事を派遣するなどにより、就学指導・教育相談活動の充実に努めます。

特別支援教育における学習支援ボランティア等の派遣

特別な支援を必要とする幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うために、助教員、学習支援ボランティア、学校支援ボランティア、特別支援教育相談チーム委員及び学校要約筆記奉仕員の派遣に努めます。

(4)一貫した相談支援体制の整備

【施策の方向】

発達障害を含めた何らかの障害のある幼児・児童生徒に対する成人期までの一貫した相談支援・発達支援・就労支援などの体制について、関係機関との連携を図り、相談支援体制の充実に努めます。

【主な取り組み内容】

教育・保育・保健・福祉の連携によるライフステージに応じた支援体制の構築

障害児にかかわる教育・保育・保健・福祉など複雑に分かれた行政分野の中で、障害児やその保護者が不安を抱えたまま孤立せず、将来に対して見通しをもって支援を受けることができるよう、本市において、教

育・保育・保健・福祉それぞれの分野が相互に連携しながら一人ひとり の障害児の乳児期から就労までのライフステージに応じた、一貫した相 談支援体制を構築します。

また、国・県機関、医療や労働分野と連携し、一層の相談支援機能の充実を図ります。

5-4 啓発・広報の推進

現状と課題

本市では、障害者を含むすべての人が健やかに暮らせるまちづくりを進めるため、各種広報等を通じて、あらゆる機会に共生社会の理念の普及、 障害者への理解の促進を進めています。

差別や偏見といった心の壁をなくし共生社会の実現に向けて、今後さらに啓発・広報活動の充実を図っていくとともに、子どもの頃からの交流やふれあいを通して、お互いを認め合い、障害及び障害者への正しい理解を深められるよう、学校教育における交流教育や福祉教育の推進、生涯学習の場における取り組みなど、あらゆる機会をとらえて、意識啓発を図っていく必要があります。

施策展開

(1) 啓発・広報活動の充実

【施策の方向】

全ての人が、「障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される」とする改正障害者基本法の理念にのっとり、ノーマライゼーションとリハビリテーションが実現する共生社会を目指して、あらゆる機会を通じ、障害及び障害者に対する理解を深めるための啓発・広報活動の充実を図ります。

【主な取り組み内容】

啓発・広報の充実

障害や障害者に対する理解を深めるため、福祉展の開催や、本市の広報誌、ホームページなど様々な媒体を活用しての啓発事業の充実に努めます。

意識啓発の推進

障害者への理解を促進し、心の壁をなくすため、今後も継続して意識 啓発に取り組みます。特に、精神障害者への理解が進んでいないため、 精神障害者に対する正しい理解を得られるよう一層の啓発に努めます。

人権啓発の推進

障害者の様々な人権問題に対する市民意識の理解と高揚を図るため、 身近な場所において小集団研修、講演会を開催するなどの学習の機会を 提供し、関係団体と連携・協力し、啓発活動の推進に努めます。

(2)福祉教育等の推進

【施策の方向】

障害及び障害者への正しい理解を促進するため、学校教育から生涯学習 までのあらゆる教育機会を通じて、福祉教育を進め意識啓発を行います。

【主な取り組み内容】

学校教育における福祉教育の充実

子ども達が障害や障害者に対する理解を深め、これからの福祉のまちづくりについて考え、担っていけるよう、学校教育の場を中心に障害者との交流及び共同学習などを推進するとともに、ボランティア教育に取り組み、児童生徒にボランティア活動に対する関心の向上や理解の促進を図ります。

交流教育の推進

幼児・児童生徒が、ともに、よりよく成長することを目的として、特別支援学校と市内の幼稚園、小学校、中学校間及び幼児・児童生徒の交流教育の一層の推進に努めます。

人権教育の推進

共生社会の実現を目指して、ノーマライゼーションの考え方を基本に、 障害のある幼児・児童生徒にも、障害のない幼児・児童生徒にも、お互 いの人権を尊重しあう教育の推進に努めます。

地域における福祉教育の充実

障害者の日常生活や社会生活に対する正しい理解と認識を深めるための研修や啓発を行い、地域における福祉教育の充実を図ります。

本市職員の福祉等に対する意識の高揚

障害者をはじめ誰もが住みやすいまちを実現するため、本市職員の研修に、福祉及び人権に関する研修を積極的に取り入れ、福祉等に対する 意識の高揚を図ります。

障害者計画 目標指標

基本課題	指標名	単位	平成 23 年度 実績	平成 29 年度 目標
1 生活の経済 的安定	地域活動支援センターの 利用人数	人	241	331
2 社会福祉サービスの充実	ホームヘルパー年間延べ 派遣時間数	時間	139,201	247,543
3 健やかな生活の充実	障害者スポーツ大会の参加者数	人	350	400
4 住みよい環 境の充実	グループホーム・ケアホ ーム・福祉ホームの利用 者数	人	94	222
5 心豊かな生 活の充実	福祉展の参加施設数	施設	21	26

第5章 第名祉計画

第5章 障害福祉計画

1 基本的事項

1-1 第3期計画策定の趣旨

障害者自立支援法では、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、都道府県及び市町村に障害福祉計画の策定を義務づけています。

本市では、平成 18 年度に「徳島市障害福祉計画(第1期:平成 18 年度~平成 20 年度)」を、平成 20 年度には「徳島市障害福祉計画(第2期:平成 21 年度~平成 23 年度)」を策定し、障害福祉サービス等の一元的な実施主体として計画的にサービス提供を推進してきました。

こうした中、わが国の障害者福祉施策は、大きな転換期を迎えており、平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法も、施行後、利用者負担のあり方等 様々な問題が顕在化したため、平成 22 年 12 月、利用者負担の規定の見直し、 障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化、同行援護の創設 等の改正が行われました。

平成 25 年 4 月からは、内閣府に置かれた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、制度の谷間を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える等の改正が行われるとともに、障害者自立支援法の題名が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)として、施行されます。

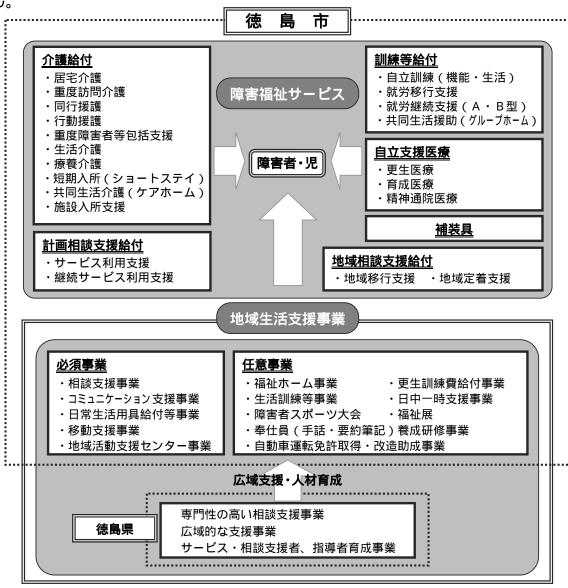
一方、本市においては、第 2 期計画において、基本方針として掲げていた、施設入所・入院から地域生活への移行の推進や福祉施設から一般就労への移行等の推進も、必ずしも計画どおり進展しているわけではありません。

このような状況下、第 2 期の計画期間が平成 23 年度で終了することから、地域の実情を踏まえつつ、障害者のニーズに対応した障害福祉サービス等の充実を図るため、計画を見直し、「徳島市障害福祉計画(第 3 期:平成 24 年度~平成 26 年度)」を策定するものです。

1 - 2 障害福祉サービス等の体系

障害者自立支援法による障害福祉サービス等の体系は、個々の障害者の障害程度や生活の実情等を踏まえて、個別に支給決定が行われる障害福祉サービスと市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業で構成されています。障害者自立支援法による障害福祉サービス等の体系とは別に、障害児に対しては、児童福祉法に基づく、障害児通所支援・障害児入所支援があります。

なお、平成 25 年 4 月から施行される障害者総合支援法では、一部のサービスについて、改正等がありますが、給付体系の基本的な枠組みに変更はありません。



児童福祉法 (障害児)

障害児通所支援給付

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス等

障害児相談支援給付

- ・障害児支援利用援助
- · 継続障害児支援利用援助

1 - 3 基本方針

障害福祉サービス等の提供体制の確保にあたっては、障害者計画の基本理念及び基本課題を踏まえ、数値目標を設定し、計画的な整備を行うため、次の5点を基本方針とします。

(1)訪問系サービスの充実

障害者が必要とする訪問系サービスが必要に応じて、計画的に提供されるよう、提供体制の確保を目指します。

(2)日中活動系サービスの充実

利用を希望する障害者に、適切な介護、創作的活動、生産活動等の機会が提供されるよう、日中活動系サービスの提供体制の確保を目指します。

(3)施設入所・入院から地域生活への移行の推進

地域における居住の場としてのグループホーム等の利用を促進するとともに、 自立訓練事業等の推進により、障害者の施設入所・入院から地域生活への移行 を進めます。

(4)福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

(5)相談支援体制の整備

個々の障害者のニーズや生活実態に応じた、適切な障害福祉サービス等を提供するため、サービス等利用計画作成の対象者の拡大を図ります。

また、障害者が、地域において、自立した日常生活及び社会生活を営むため、必要に応じた相談支援が提供できるよう、徳島市障害者自立支援協議会を中核とする、福祉、雇用、教育、医療等関係機関による地域ネットワークの整備を推進します。

平成 24 年度見込値について

各サービス等における平成 24 年度の見込値については、平成 23 年度における見込みに基づいた数値を記載しています。

2 平成26年度の目標値の設定

2-1 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者について、グループホーム・ケアホーム・一般住宅等への移行を推進し、平成 26 年度末における地域生活に移行する人の数値目標を次のとおり設定します。

. [数値目標]

- ・ 平成 26 年度末までに、第 1 期計画から第 3 期計画までの累計で、134 人(平・
- . 成 17 年 10 月 1 日現在の施設入所者数の 36.5%)が地域生活に移行すること.
- ・を目指します。
- 平成 26 年度末の施設入所者数を、第1期計画時点の施設入所者数と比べて、...
- └ 17 人(4.6%)の削減することを目指します。

項目	数值	備考
第1期計画時点の施設入所者数(A)	367人	平成17年10月1日現在の施設入 所者数
平成26年度末の入所者数(B)	350人	平成27年3月31現在の施設入所 者数
[目標値] 施設入所者数の削減見込み(A)-(B)	17 人 (4.6%)	差引減少見込み数
[目標值] 地域生活移行者数	134人 (36.5%)	第1期計画から第3期計画までの 累計で、地域生活に移行する人 の目標数

【目標値設定の考え方】

施設入所者のグループホーム・ケアホーム・一般住宅等への移行を推進するとともに、施設に入所して支援を受けることが真に必要とされている新規利用者などへのサービス提供を確保する必要があることから、施設入所者数の削減を平成 17 年 10 月 1 日時点と比べて、約 5%削減することを基本として定めました。

2 - 2 福祉施設から一般就労への移行

(1)一般就労移行者数

就労を希望する障害者が、就労移行支援や就労継続支援等その障害の特性に 応じた支援を受けて、一般就労へ移行する人の数値目標を次のとおり設定しま す。

· [数値目標]

平成 26 年度において、福祉施設を退所し、一般就労へ移行する人の数を 52 人(平成 17 年度実績の 3.1 倍)とすることを目指します。

項目	数值	備考
平成 17 年度の		平成17年度において、福祉施設
千成 17 千度の 年間一般就労移行者数	17 人	を退所し、一般就労に移行した
十二 ガスがじガヤゴ 百女		人数の実績
[日播店]	52 人	平成26年度において、福祉施設
[目標値] 平成26年度の一般就労移行者数		を退所し、一般就労に移行する
十成20千度の一成机力物11省数	(3.1倍)	人の目標数

【目標値設定の考え方】

就労移行支援事業・就労継続支援事業等の支援の提供に加え、雇用・労働等 関係機関と連携し、福祉施設の利用者の一般就労への移行を促進する一方、過 去の実績を踏まえ、平成 26 年度において、福祉施設の利用者数の 30 分の 1 以 上が一般就労に移行することを目標として定めました。

(2) 就労支援事業の推進

就労支援事業の推進を図るため、就労移行支援事業及び就労継続支援を通じて、平成 26 年度末における就労支援利用者に関する数値目標を 2 項目設定します。

[数値目標]

平成 26 年度において、就労移行支援事業を利用する人の数を 88 人(平成 26 年度末において福祉施設を利用する人の 4.8%)とすることを目指します。

項目	数值	備考
平成 26 年度末の 福祉施設利用者数	1,840 人	平成26年度末において福祉施設 (日中活動系サービス・地域活動 支援センター・障害者地域共同作 業所)を利用する人の数
[目標値] 平成 26 年度の就労移行支援事業 の利用者数	88人 (4.8%)	平成26年度末において就労移行支 援事業を利用する人の目標数

【目標値設定の考え方】

就労移行支援事業・日中活動系サービス・地域活動支援センター・障害者地域共同作業所の利用者見込み数から目標値を定めました。

[数値目標]

平成 26 年度において、就労継続支援を利用する人のうち、A型を利用する人の数を 76 人(平成 26 年度末において就労継続支援を利用する人の 14.4%)とすることを目指します。

項目	数值	備考
平成 26 年度末の		平成26年度末において就労継続
就労継続支援(A型)事業の利用	76 人	支援(A型)事業を利用する人
者数(A)		の数
平成 26 年度末の		平成26年度末において就労継続
就労継続支援(B型)事業の利用	450 人	支援(B型)事業を利用する人
者数		の数
平成 26 年度末の		平成26年度末において就労継続
就労継続支援(A型+B型)事業	526 人	支援(A型+B型)事業を利用
の利用者数(B)		する人の数
		平成26年度末において就労継続
[目標値]	14.4%	支援事業を利用する人のうち、
平成 26 年度の就労継続支援(A 型)事業の利用者の割合(A/B)	14.4%	就労継続支援(A型)事業を利
		用する人の割合

【目標値設定の考え方】

就労継続支援(A型)事業及び就労継続支援(B型)事業の利用者見込み数から目標値を定めました。

3 障害福祉サービス・相談支援

3 - 1 訪問系サービス

【事業概要】

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障害者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものであり、障害者の地域での自立した生活を支える上で不可欠なサービスです。

【利用実績】

	平成	21 年度	平成 22 年度		平成 23 年度			
区分		利用	利用利用時間		利用時間	利用	利用時間	
		者数	小いしょうし	者数	ለብ/ጠ ተ ብ [6]	者数	나기 (LI) H기 (다)	
	第2期計画 見込値	674	97,046	791	116,030	908	138,729	
居宅介護								
重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	実績値	697	103,052	817	120,262	579	117,838	
	進捗率 (%)	103.4	106.2	103.3	103.6	63.8	84.9	

⁽注)平成23年度から、通院等乗降介助の利用時間は除いています。

【必要な量の見込み】

利用者数の伸びを踏まえ、必要な量の見込みを定めました。

	平成	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
区分	利用	利用時間	利用	利用時間	利用	利用時間	
	者数	1376 利用時間 1376 利用時間 者数 者数		利用时间	者数	利用时间	
居宅介護							
重度訪問介護 第3	期計画						
│行動援護 │	625	121,250	721	139,874	851	165,094	
同行援護	.込値						
重度障害者等包括支援							

【見込量確保のための方策】

施設入所から地域生活への移行が進むにつれて、訪問系サービスの重要性が増すため、関係機関との連携を図りながら、サービス事業所の確保に 努めるなど訪問系サービスの提供体制の充実を目指します。

3-2 日中活動系サービス

(1)生活介護

【事業概要】

生活介護は、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

【利用実績】

	平成 2	1 年度	平成 22 年度		平成 23 年度	
区分	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第2期計画 見込値	301	64,658	466	100,102	590	126,739
実績値	293	57,060	350	72,673	540	111,409
進捗率(%)	97.3	88.2	75.1	72.3	91.5	87.9

【必要な量の見込み】

利用者数の伸びと、特別支援学校の卒業生数等を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
区分	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第3期計画 見込値	653	158,026	674	163,108	696	168,432

【見込量確保のための方策】

常時介護を必要とする人の増加に対応できるよう、関係機関との連携を図りながら、提供体制の確保に努めます。

(2)自立訓練(機能訓練)

【事業概要】

自立訓練(機能訓練)は、身体障害者が身体機能・生活能力の維持・向上等のために必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、 生活等に関する相談及び助言等の支援を行うサービスです。

【利用実績】

	平成 2	1 年度	平成 22 年度		平成 23 年度	
区分	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第2期計画 見込値	1	135	3	807	5	1,345
実績値	1	67	2	417	1	156
進捗率(%)	100.0	49.6	66.7	51.7	20.0	11.6

【必要な量の見込み】

利用者数の伸びを勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区分	平成 2	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
区分	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	
第3期計画 見込値	2	484	2	484	2	484	

【見込量確保のための方策】

入所施設・病院から地域生活への移行が円滑に行われるために必要なサービスであることから、関係機関との連携を図りながら、長期的な視点に立って、提供体制の確保に努めます。

(3)自立訓練(生活訓練)

【事業概要】

自立訓練(生活訓練)は、知的障害者や精神障害者が入浴、排せつ及び 食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関す る相談及び助言等の支援を行うサービスです。

【利用実績】

	平成 2	1 年度	平成 22 年度		平成 23 年度	
区分	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第2期計画 見込値	30	6,984	53	12,338	103	23,978
実績値	29	5,334	38	7,368	44	6,278
進捗率(%)	96.7	76.4	71.7	59.7	42.7	26.2

【必要な量の見込み】

利用者数の伸びと特別支援学校の卒業生数等を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区分	平成 2	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
区分	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	
第3期計画 見込値	50	11,450	50	11,450	50	11,450	

【見込量確保のための方策】

入所施設・病院を退所・退院した人などの生活能力の維持・向上のため、 関係機関との連携を図りながら、提供体制の確保に努めます。

(4)就労移行支援

【事業概要】

就労移行支援は、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労 に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

【利用実績】

∇ \triangle	平成 2	1 年度	平成 2	2 年度	平成 2	3年度
区分	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第2期計画 見込値	35	7,896	52	11,731	69	15,566
実績値	23	2,967	35	5,214	58	8,653
進捗率(%)	65.7	37.6	67.3	44.4	84.1	55.6

【必要な量の見込み】

利用者数の伸びと特別支援学校の卒業生数等を勘案して、必要な量の見込みを定めました。

∇ \triangle	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
区分	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第3期計画 見込値	60	12,900	80	13,156	88	13,412

【見込量確保のための方策】

障害者の就労意向に応えられるよう、情報提供や相談支援を充実し提供体制の確保に努めます。

また、一般就労につながるよう、関係機関との連携を強化します。

(5)就労継続支援(A型)

【事業概要】

就労継続支援(A型)は、雇用契約等に基づいて、生産活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

【利用実績】

∇ \triangle	平成 2	1 年度	平成 2	2 年度	平成 2	3年度
区分	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第2期計画 見込値	16	3,821	18	4,299	29	6,926
実績値	22	3,692	27	4,131	37	5,755
進捗率(%)	137.5	96.6	150.0	96.1	127.6	83.1

【必要な量の見込み】

利用者数の伸びとサービス事業所の利用定員を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
区分	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第3期計画 見込値	32	7,328	63	11,652	76	14,064

【見込量確保のための方策】

企業等に就労することが困難な人の就労意向に応えられるよう、関係機関との連携を図りながら、提供体制の確保に努めます。

(6)就労継続支援(B型)

【事業概要】

就労継続支援(B型)は、生産活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

【利用実績】

$\nabla \triangle$	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
区分	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第2期計画	157	33,532	220	46,988	418	89,278
見込値						
実績値	162	25,757	261	45,787	323	54,459
進捗率(%)	103.2	76.8	118.6	97.4	77.3	61.0

【必要な量の見込み】

利用者数の伸びを勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
区分	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第3期計画 見込値	378	81,270	421	90,515	450	96,750

【見込量確保のための方策】

就労継続支援(A型)よりニーズが高いため、企業等に就労することが困難な人の就労意向に応えられるよう、地域活動支援センター等からの移行を促進し、 提供体制の確保に努めます。

(7)療養介護

【事業概要】

療養介護は、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、 療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行うサービスです。

【利用実績】

∇ Δ	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
区分	利用者数	利用者数	利用者数	
第2期計画 見込値	8	9	66	
実績値	9	9	10	
進捗率(%)	112.5	100.0	15.2	

【必要な量の見込み】

現在の利用者数を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
区分	利用者数	利用者数	利用者数
第3期計画	60	60	60
見込値	60	60	60

【見込量確保のための方策】

医療と常時介護を必要とする人のニーズに応えられるよう、関係機関と の連携を図りながら、利用者の必要なサービスの確保に努めます。

(8)短期入所

【事業概要】

短期入所は、自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

【利用実績】

	平成 2	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
区分	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	
第2期計画 見込値	145	7,649	164	8,652	174	9,179	
実績値	116	4,391	111	4,005	129	4,070	
進捗率(%)	80.0	57.4	67.7	46.3	74.1	44.3	

【必要な量の見込み】

利用者数の伸びと特別支援学校の卒業生数や施設退所者数を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
区分	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第3期計画 見込値	110	3,960	132	5,076	139	5,160

【見込量確保のための方策】

利用者数の増加に対応できるよう、関係機関との連携を図りながら、サービス事業所の確保に努めます。

3 - 3 居住系サービス

(1)共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)

【事業概要】

共同生活援助は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活 上の援助を行うサービスです。

共同生活介護は、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、 食事の介護等を行うサービスです。

【利用実績】

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
区分	利用者数	利用者数	利用者数
第2期計画 見込値	74	107	157
実績値	55	71	87
進捗率(%)	74.3	66.4	55.4

【必要な量の見込み】

利用者の伸びと特別支援学校の卒業生数、施設退所者数を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

∇ \triangle	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
区分	利用者数	利用者数	利用者数	
第3期計画	90	92	94	
見込値	90	92	94	

【見込量確保のための方策】

入所施設・病院から地域生活への移行を進めるため、関係機関との連携を図りながら、地域における居住の場としてのグループホーム等の充実に努めます。

(2)施設入所支援

【事業概要】

施設入所支援は、施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

【利用実績】

∇ \triangle	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
区分	利用者数	利用者数	利用者数
第2期計画	134	223	341
見込値	134	223	341
実績値	142	168	317
進捗率(%)	106.0	75.3	93.0

【必要な量の見込み】

現在の入所施設利用者と新たな入所見込者数を勘案し、必要な量の見込みを定めました。

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
区分	利用者数	利用者数	利用者数
第3期計画 見込値	362	356	350

【見込量確保のための方策】

障害者の地域生活へ移行を進める中で、グループホームやケアホームで対応が困難な人の受け入れ施設として、関係機関との連携を図りながら、 提供体制の確保に努めます。

(3)宿泊型自立訓練

【事業概要】

宿泊型自立訓練は、知的障害者や精神障害者の居宅の場を提供し、帰宅 後における家事等の維持・向上のための訓練等を行うサービスです。

【必要な量の見込み】

今後、利用者数が徐々に増加していくものと考え、必要な量の見込みを 定めました。

区八	平成 2	4 年度	平成 2	5 年度	平成 2	6年度
区分	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数	利用者数	利用日数
第3期計画 見込値	24	5,940	29	7,176	34	8,412

【見込量確保のための方策】

病院等を退院した人などの生活能力の維持・向上のため、関係機関との連携を図りながら、提供体制の確保に努めます。

3 - 4 相談支援

(1)計画相談支援

【事業概要】

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者又は障害 児に、利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、 一定期間ごとに見直しを行うサービスです。

【利用実績】

∇ ∆	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
区分	利用者数	利用者数	利用者数
第2期計画 見込値	3	7	12
実績値	4	3	5
進捗率(%)	133.3	42.9	41.7

【必要な量の見込み】

今後、すべての利用者に順次拡大していくことを目標として、必要な量 の見込みを定めました。

$\nabla \Delta$	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
区分	利用者数	利用者数	利用者数
第3期計画	1 101	2 427	2 052
見込値	1,101	2,437	3,953

【見込量確保のための方策】

障害者に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくりなどの体制整備の推進を図ります。

相談支援事業所等との連携・調整を行い、効果的な相談支援が可能となるよう努めます。

(2)地域移行支援

【事業概要】

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している 精神障害者に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行う サービスです。

【必要な量の見込み】

今後、利用者が徐々に増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
运 刀	利用者数	利用者数	利用者数
第3期計画	74	160	260
見込値	74	160	260

【見込量確保のための方策】

医療機関からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、退院者・退所者を重点的に支援します。

(3)地域定着支援

【事業概要】

居宅において単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行うサービスです。

【必要な量の見込み】

今後、利用者が徐々に増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

∇ \triangle	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
区分	利用者数	利用者数	利用者数
第3期計画	10	20	20
見込値	10	20	30

【見込量確保のための方策】

関係機関との連携を図りながら、単身の障害者や同居している家族による支援を受けられない障害者の地域生活への定着を支援します。

4 障害児通所支援

4-1 障害児通所支援

(1)児童発達支援

【事業概要】

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活の 適応訓練等を行う事業です。

【必要な量の見込み】

今後、利用者が徐々に増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第3期計画	200	226	255
見込値	200	226	255

【見込量確保のための方策】

早期療育の実施により、発達障害児の利用増が見込まれることから、事業所の専門分野を生かし、障害児の状態に応じた受け入れ体制とサービスの確保に努めます。

(2)放課後等デイサービス

【事業概要】

小学生・中学生・高校生を対象に、授業の終了後や長期休暇中において、 生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うサービ スです。

【必要な量の見込み】

今後、利用者が徐々に増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
区分	利用者数	利用者数	利用者数
第3期計画	482	543	612
見込値	402	343	012

【見込量確保のための方策】

関係機関との連携を図りながら、就学している障害児の放課後や休日の 居場所づくりを推進します。

(3)保育所等訪問支援

【事業概要】

保育所等の安定した利用を促進するため、保育所等(保育所・幼稚園など)を利用中の障害児が保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保護者の申請により訪問支援員が保育所等を訪問します。

【必要な量の見込み】

今後、利用者が徐々に増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
区分	利用者数	利用者数	利用者数
第3期計画	F	10	15
見込値	5	10	15

【見込量確保のための方策】

関係機関との連携を図りながら、障害児の保育所等の安定した利用を促進します。

4-2 障害児相談支援

【事業概要】

障害児の利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を 行い、一定期間ごとに見直しを行うサービスです。

【必要な量の見込み】

今後、利用者が徐々に増加していくものと考え、必要な量の見込みを定めました。

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
区分	利用者数	利用者数	利用者数
第3期計画	72	207	967
見込値	73	397	867

【見込量確保のための方策】

障害児に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくりなどの体制整備の推進を図ります。

5 地域生活支援事業

5 - 1 必須事業

(1)相談支援事業

【事業概要】

相談支援事業は、障害者や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援や障害者の権利擁護のために必要な援助を行います。

【利用実績】

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
区分	実施箇所数	実施箇所数	実施箇所数
第2期計画	3	3	3
見込値	S	S	3
実績値	3	3	3
進捗率(%)	100.0	100.0	100.0

【量の見込み】

今後も、現体制を維持・充実するとの考え方に基づき、実施箇所数の見込みを定めました。

区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
	相談支援事業				
	障害者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3
	障害者自立支援協議会	実施の有無	有	有	有
	基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	有
	市町村相談支援機能強化 事業	実施の有無	有	有	有
1	主宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
	戊年後見制度利用支援 事業	実施の有無	有	有	有

【見込量確保のための方策】

きめ細かな対応ができるよう、相談支援事業者の職員の資質向上や専門性・継続性が図られる体制の構築に努めます。

また、相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場である徳島市障害者自立支援協議会の充実を図ります。

(2)コミュニケーション支援事業

【事業概要】

コミュニケーション支援事業は、聴覚障害により、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う人の派遣などを行う事業です。

【利用実績】

I▽	<u> </u>	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
	区分		設置者数	設置者数	
	第2期計画	2	2	2	
	見込値	2	2	2	
手話通訳者設置 事業	実績値	2	2	2	
	進捗率(%)	100.0	100.0	100.0	

▽	<u>ــــــــــــــــــــــــــــــــــــ</u>	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	区分		利用者数	利用者数
	第2期計画	90	104	120
千钎涌却老。西	見込値	90	104	120
手話通訳者・要 約筆記奉仕員派	実績値	55	56	60
遣事業				
	進捗率(%)	61.1	53.8	50.0

【量の見込み】

手話通訳者設置事業については、現体制の2名を維持します。 また、手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業については、利用実績を勘 案し、利用者数の見込みを定めました。

□	<u></u>	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
区分		設置者数	設置者数	設置者数	
手話通訳者設置事業	第3期計画 見込値	2	2	2	

[V .	Δ	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
区分		利用者数	利用者数	利用者数
手話通訳者・要 約筆記奉仕員派 遣事業	第3期計画 見込値	64	68	72

【見込量確保のための方策】

聴覚障害者のコミュニケーションを支援するため、関係機関と連携を図 りながら手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣事業を推進します。

また、事業内容の周知に努めます。

(3)日常生活用具給付等事業

【事業概要】

日常生活用具給付等事業は、重度障害者等に対し、介護・訓練支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行う事業です。

【利用実績】

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
		給付件数	給付件数	給付件数
	第2期計画 見込値	11	11	11
介護・訓練支 援用具	実績値	9	11	13
	進捗率(%)	81.8	100.0	118.2
	第2期計画 見込値	36	36	36
自立生活支援 用具	実績値	36	32	34
	進捗率(%)	100.0	160.0	170.0
	第2期計画 見込値	20	20	20
在宅療養等支援用具	実績値	33	22	25
	進捗率(%)	165.0	110.0	125.0
	第2期計画 見込値	58	58	58
情報・意思疎 通支援用具	実績値	33	55	136
	進捗率(%)	56.9	94.8	234.5
	第2期計画 見込値	2,543	2,752	2,978
排泄管理支援 用具	実績値	2,414	2,498	2,605
	進捗率(%)	95.0	90.8	87.5
	第2期計画 見込値	15	16	17
住宅改修費	実績値	10	9	9
	進捗率(%)	66.7	56.3	52.9

【量の見込み】

情報・意思疎通支援用具及び排泄管理支援用具については、利用実績を 勘案し、給付件数の見込みを定めました。

その他の用具等については、利用実績が、ほぼ一定数で推移しているため、今後も同数で推移すると見込みました。

□ Z	区分		平成 25 年度	平成 26 年度	
			給付件数	給付件数	
介護・訓練支	第3期計画	12	12	12	
援用具	見込値	12	12	12	
自立生活支援	第3期計画	36	36	36	
用具	見込値	30	30	30	
在宅療養等支	第3期計画	23	23	23	
援用具	見込値	23	23	23	
情報・意思疎	第3期計画	85	145	155	
通支援用具	見込値	00	145	155	
排泄管理支援	第3期計画	F 400	F 750	6 020	
用具	見込値	5,488	5,752	6,028	
介宁	第3期計画	10	10	10	
住宅改修費	見込値	10	10	10	

(注) 平成 24 年度から、排泄管理支援用具の見込値は、ストーマ装具及び紙おむ つ等継続的に給付する場合、1 か月分を 1 件として計上しています。

【見込量確保のための方策】

障害者の日常生活の便宜を図るため、事業の周知に努めます。

(4)移動支援事業

【事業概要】

移動支援事業は、屋外で移動が困難な障害者に対して、外出のための支援を行う事業です。

【利用実績】

区分		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		利用者数	延利用 時間	利用者数	延利用 時間	利用者数	延利用 時間
	第2期計画 見込値	364	37,503	440	43,467	531	50,380
移動支援事業 (個別支援型)	実績値	316	36,116	359	40,560	389	49,125
	進捗率(%)	86.8	96.3	81.6	93.3	73.3	97.5
	第2期計画 見込値	32	1,670	33	1,702	34	1,734
移動支援事業 (車両輸送型)	実績値	27	1,540	26	1,706	24	1,681
	進捗率(%)	84.4	92.2	78.8	100.2	70.6	96.9

【量の見込み】

利用実績を勘案し、利用者数及び利用時間数の見込みを定めました。

区分		平成 2	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		利用者数	延利用 時間	利用者数	延利用 時間	利用者数	延利用 時間	
移動支援事業	第3期計画	394	46,575	414	55,560	449	68,104	
(個別支援型)	見込値	394	394 40,575	414	33,300	449	00,104	
移動支援事業	第3期計画	25	1 015	3 F	2 020	25	2 150	
(車両輸送型)	見込値	25	1,915	25	2,029	25	2,150	

【見込量確保のための方策】

個別支援型については、今後、増加が予想される需要に対応できるよう、 サービスを提供する契約事業所の確保やヘルパーの質の向上に努めます。 また、車両移送型については、引き続き事業者に委託し実施します。

(5)地域活動支援センター事業

【事業概要】

地域活動支援センター事業は、障害者が通所し、創作的活動、生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る事業です。

【利用実績】

∇ \triangle	平成 2	1 年度	平成 22 年度		平成 23 年度	
区分	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
第2期計画 見込値	9	134	10	135	10	137
実績値	9	205	10	229	10	241
進捗率(%)	100.0	153.0	100.0	169.6	100.0	175.9

【量の見込み】

障害者地域共同作業所からの移行等を踏まえ、実施箇所数及び利用者数 の見込みを定めました。

区分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
区分	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
第3期計画 見込値	12	256	13	271	14	286

【見込量のための方策】

現在の障害者地域共同作業所に対し、障害者の日中活動の場としてより 安定的な運営が図られるよう、地域活動支援センターへの移行を促進しま す。

5 - 2 任意事業

(1)福祉ホーム事業

【事業概要】

福祉ホーム事業は、住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに日常生活に必要な支援を行う事業です。

【利用実績】

$\nabla \Delta$	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
区分	利用者数	利用者数	利用者数
第2期計画 見込値	8	8	9
実績値	9	9	7
進捗率(%)	112.5	112.5	77.8

【量の見込み】

利用実績、現施設の定員を勘案し、利用者数の見込みを定めました。

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	利用者数	利用者数	利用者数
第3期計画 見込値	7	8	8

【見込量確保のための方策】

障害者の地域生活を支援するため、継続して実施します。

(2) 更生訓練費給付事業

【事業概要】

更生訓練費給付事業は、就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人のうち、利用者負担額の生じない人に職能訓練等を受けるために必要な文房具等の購入費用、通所に要する費用を支給する事業です。

【利用実績】

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
区分	利用者数	利用者数	利用者数
第2期計画	8	9	9
見込値	0	9	9
実績値	5	69	76
進捗率(%)	62.5	766.7	844.4

【量の見込み】

利用実績を勘案し、利用者数の見込みを定めました。

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
区分	利用者数	利用者数	利用者数
第3期計画 見込値	77	82	88

【見込量確保のための方策】

社会参加の促進を図ることを目的とし、継続して実施します。

(3)生活訓練等事業

【事業概要】

生活訓練等事業は、障害者に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の質の向上を図り、社会参加を促進する事業で、本市では、障害者を対象としたパソコン講座を開催しています。

【利用実績】

∇ Δ	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
区分	利用者数	利用者数	利用者数	
第2期計画	240	240	240	
見込値				
実績値	241	240	246	
進捗率(%)	100.4	100.0	102.5	

【量の見込み】

利用実績及び施設の定員を勘案し、受講者数の見込みを定めました。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
区分	利用者数	利用者数	利用者数
第3期計画	240	240	250
見込値	240	248	250

【見込量確保のための方策】

社会参加を促進することを目的とし、障害者を対象にパソコン講座を継続して開催します。

(4)日中一時支援事業

【事業概要】

日中一時支援事業は、障害者の日中における活動の場を確保し、家族の 就労支援及び介護している家族の一時的な休息等を目的として行う事業で す。

【利用実績】

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
		実施回数	実施回数	実施回数
	第2期計画 見込値	803	787	771
利用時間が 4時間未満	実績値	683	1,089	2,024
	進捗率(%)	85.1	138.4	262.5
	第2期計画 見込値	1,412	1,412	1,412
利用時間が 4~8時間未満	実績値	1,000	1,097	897
	進捗率(%)	70.8	77.7	63.5
	第2期計画 見込値	232	267	307
利用時間が 8 時間以上	実績値	165	131	131
	進捗率(%)	71.1	49.1	42.7

【量の見込み】

利用実績を勘案し、実施回数の見込みを定めました。

区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
丛 汀		実施回数	実施回数	実施回数
利用時間が	第3期計画	713	721	729
4 時間未満	見込値	713	721	729
利用時間が	第3期計画	004	016	020
4~8時間未満	見込値	904	916	928
利用時間が	第3期計画	105	110	110
8 時間以上	見込値	125	118	112

【見込量確保のための方策】

障害者の日中活動の場の確保を図るため、継続して実施していくととも に、サービス事業所の確保に努めます。

(5)障害者スポーツ大会

【事業概要】

障害者スポーツ大会は、障害者がスポーツを通じて健康増進と社会参加を促進するとともに、あわせて市民相互の交流を深めること目的として開催する事業です。

【利用実績】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
区分	参加者数	参加者数	参加者数
第2期計画 見込値	315	330	345
実績値	350	350	350
進捗率(%)	111.1	106.1	101.4

【量の見込み】

参加者実績を勘案し、参加者数の見込みを定めました。

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	参加者数	参加者数	参加者数
第3期計画	350	360	370
見込値	000	000	070

【見込量確保のための方策】

障害者の健康増進と社会参加を促進するため継続して開催します。また、 障害者が参加しやすいよう競技種目にも配慮します。

(6)福祉展

【事業概要】

福祉展は、障害者の芸術・文化活動を振興し、あわせて市民相互の交流を深めることを目的として開催する事業です。

【利用実績】

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
区分	参加施設数	参加施設数	参加施設数	
第2期計画	20	21	22	
見込値	20	21	22	
実績値	18	18	21	
進捗率(%)	90.0	85.7	95.5	

【量の見込み】

参加施設実績を勘案し、参加施設数の見込みを定めました。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
区分	参加施設数	参加施設数	参加施設数
第3期計画	21	22	22
見込値	21	22	23

【見込量確保のための方策】

障害者の社会参加を促進するため継続して開催します。また、参加施設の拡大に努めます。

(7)奉仕員養成研修事業

【事業概要】

奉仕員養成研修事業は、聴覚障害者との交流活動を促進するため、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員や要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成研修する事業です。

【利用実績】

X 1	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	ת	受講者数	受講者数	受講者数
	第2期計画 見込値	40	40	40
手話奉仕員養 成研修事業	実績値	44	18	33
	進捗率(%)	110.0	45.0	82.5
要約筆記奉仕	第2期計画 見込値	23	30	30
員養成研修事	実績値	4	2	1
業	進捗率(%)	17.4	6.7	3.3

【量の見込み】

受講者実績等を勘案し、受講者数の見込みを定めました。

区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		受講者数	受講者数	
手話奉仕員養成研修事業	第3期計画 見込値	40	40	40
要約筆記奉仕 員養成研修事 業	第3期計画 見込値	20	20	20

【見込量確保のための方策】

奉仕員の養成が障害者の社会参加の促進につながるため、継続して実施 します。

(8)自動車運転免許取得・自動車改造助成事業

【事業概要】

自動車運転免許取得・自動車改造助成事業は、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

【利用実績】

区分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
		利用者数	利用者数	利用者数
自動車運転免 許取得助成事 業	第2期計画 見込値	7	8	9
	実績値	4	1	7
	進捗率(%)	57.1	12.5	77.8
自動車改造助成事業	第2期計画 見込値	9	10	11
	実績値	4	6	5
	進捗率(%)	44.4	60.0	45.5

【量の見込み】

利用実績を勘案し、利用者数の見込みを定めました。

区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	7)	利用者数 利用者数		利用者数
自動車運転免 許取得助成事業	第3期計画 見込値	8	8	8
自動車改造助成事業	第3期計画 見込値	7	7	7

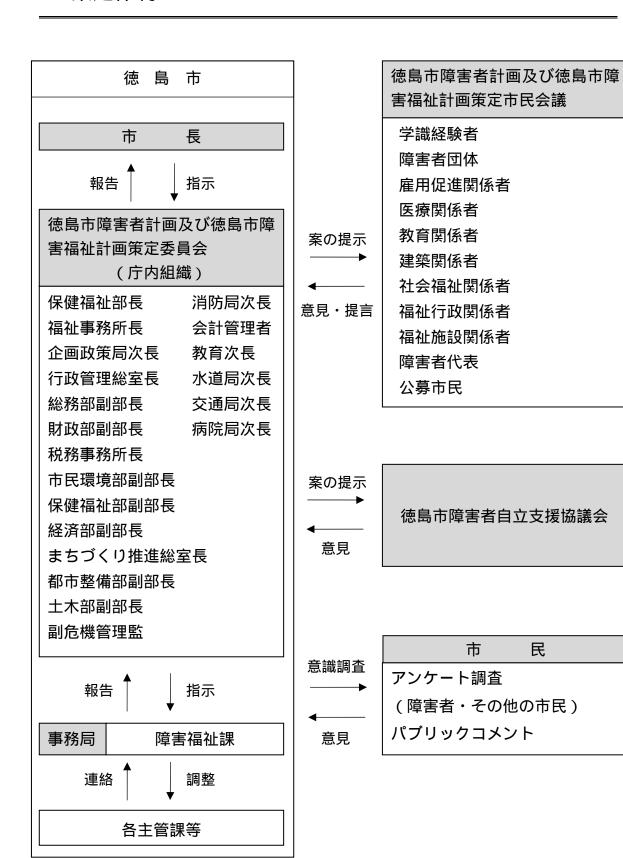
【見込量確保のための方策】

障害者の社会参加を促進するため、継続して実施します。

第6章 資料編

第6章 資料編

1 策定体制



2 策定経過

アンケート調査

区分		日程等
期間	平成 24 年	年 6 月 25 日 ~ 7 月 17 日
対 象 者	1 身体障害	者、知的障害者、精神障害者、その他の市民

策定市民会議

×	<u> </u>	}	日程・議題
第	1	回	平成 24 年 3 月 28 日 ・法改正の動向について ・計画策定の趣旨と今後の取り組み等について
第	2	回	平成 24 年 6 月 1 日 ・前計画の達成状況について ・市民アンケート調査の実施について
第	3	回	平成 24 年 8 月 27 日 ・計画の骨子案について ・市民アンケート調査結果について
第	4	回	平成 24 年 11 月 1 日 ・計画の素案について
第	5		平成 25 年 1 月 31 日 ・パブリックコメントの結果について ・計画案について

策定委員会

区分		f	日程・議題
第	1		平成 24 年 7 月 23 日 ・障害者施策の動向等について ・計画策定の取り組み等について
第	2		平成 24 年 10 月 29 日 ・計画の素案について
第	3		平成 25 年 2 月 5 日 ・パブリックコメントの結果について ・計画案について

自立支援協議会(計画策定に係る開催のみ)

区分	日程・議題
第 1 回	平成 24 年 8 月 20 日 ・計画の骨子案について ・市民アンケート調査結果について
第 2 回	平成 24 年 10 月 26 日 ・計画の素案について
第 3 回	平成 25 年 2 月 7 日 ・パブリックコメントの結果について ・計画案について

パブリックコメント

区分	日 程
実施期間	平成 24 年 12 月 21 日 ~ 平成 25 年 1 月 21 日

3 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定市民会議

3 - 1 設置要綱

徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画の策定にあたり、広く市民 の意見を求めるため、徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定市民会 議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 市民会議の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 障害者の実態やニーズに即した課題に関すること
- (2) 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 市民会議は、委員22名以内で構成し、福祉関係団体、その他関係諸 団 体・機関から選ばれた者及び学識経験者等の中から市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

- 第4条 市民会議に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 市民会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(委員の仟期)

第6条 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。

(事務局)

第7条 市民会議の事務局は、保健福祉部障害福祉課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、 会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年3月28日から施行する。

3 - 2 委員名簿

徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定市民会議委員名簿

分 野	団 体 等	役職等	氏 名	備考
学識経験者	徳島文理大学保健福祉学部	教 授	富澤・彰雄	会長
障害者団体	徳島市身体障害者連合会	会 長	林 德太郎	副会長
	徳島市手をつなぐ親の会	田事目	岩見英雄	
	協島中子をフはく税の云	理事長	糸林 代々木	
	すみれ家族会	会 長	大西 龍彦	
雇用促進関 係者	徳島障害者職業センター	所長	高木 雄二	
医療関係者	徳島市医師会	精神科医	山口 浩資	
教育関係者	徳島県立国府支援学校	校長	吉田・千壽	
建築関係者	徳島県建築士会	常任理事	佐田久 幸子	
社会福祉関	徳島市民生委員児童委員協議会	副会長	山田 紀子	
係者	徳島市社会福祉協議会	一	日下 正義	
		常務理事	箕浦 豊	
福祉行政関	徳島県障害者相談支援センター	所長	厚美 武司	
係者	応囲示降占旧伯政文域でクク	nı k	谷 浩二	
	徳島県中央こども女性相談センター	所長	島田博司	
			大平 俊一	
	徳島県精神保健福祉センター	所 長	石元 康仁	
	徳島県発達障害者支援センター	所 長	板谷 充顕	
福祉施設関	障害者生活支援センター眉山園	施設長	三橋 一巳	
係者	障害者支援施設希望の郷	施設長	市川 透	
	自立訓練事業所ウィスパー	施設長	阿部 光宏	
	太陽と緑の会	代表	杉浦 良	
障害者代表	徳島市視覚障害者会	副会長	戸部 節子	
	徳島市聴覚障害者会	会 長	港博義	
公募市民			中川 美佐	
			廣野 正典	

4 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定委員会

4 - 1 設置要綱

徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画を策定するための庁内組織 として、徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定委員会(以下「委員 会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 障害者の実態やニーズに即した課題に関すること
 - (2) 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定に関すること (組織)
- 第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。
- 2 会長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 3 副会長は、福祉事務所長をもって充てる。
- 4 委員は、別に掲げる部等の副部長級をもって充てる。

(職務)

- 第4条 会長は、委員会を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

(部会)

- 第6条 会長が必要と認めるときは、委員会に専門的事項を処理するための部 会 を設置することができる。
- 2 部会は、会長が選任するメンバーをもって構成し、委員会の指示を受け調 査研究する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、保健福祉部障害福祉課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会 長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年6月22日から施行する。

4 - 2 委員名簿

徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定委員会委員名簿

役 職	氏 名	所属・職名
会 長	多田 昭弘	保健福祉部長(理事兼務)
副会長	浅田 泰市	保健福祉部副部長(福祉事務所長兼務)
委 員	富永和弘	企画政策局次長
委 員	井原 忠博	行政管理総室長
委員	学谷 一郎	総務部副部長 (総務課長事務取扱)
委員	岡田 元成	財政部副部長(財政課長事務取扱)
委員	前坂 秀樹	税務事務所長 (納税課長事務取扱)
委 員	松本(禎之	市民環境部副部長
委員	成谷 雅弘	市民環境部副部長(人権推進課長事務取扱)
委 員	藤田 稔	保健福祉部副部長(保険年金課長事務取扱)
委 員	山中 俊和	経済部副部長
委 員	前山 祐一	まちづくり推進総室長
委 員	高瀬 善郎	都市整備部副部長(住宅課長事務取扱)
委 員	酒井 脩	土木部副部長(下水道事務所長兼務)
委 員	藤本 忠晴	土木部副部長 (土木政策課長事務取扱)
委 員	大森 茂	副危機管理監
委 員	寺尾 俊喜	消防局次長
委 員	岩見 亮	会計管理者(会計課長事務取扱)
委員	辻 哲弘	教育次長
委 員	松本 泰典	教育次長
委 員	松原 孝郎	水道局次長
委 員	森 利広	交通局次長(総務課長事務取扱・都市整備部付参事 併任)
委 員	三輪 俊之	病院局次長(市民病院事務部事務長兼務)

5 徳島市障害者自立支援協議会

5 - 1 設置要綱

徳島市障害者自立支援協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第89条の2に基づ き、相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制整備に 関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、徳島市障害者自立支 援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議と情報共有に関すること。
 - (2) 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整に関すること。
 - (3) 地域の障害者等への支援体制に係る課題整理と社会資源の開発、改善にむけた協議に関すること。
 - (4) 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価に関すること。
 - (5) 権利擁護に関すること。
 - (6) 前5号に定めるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会の委員は、福祉関係団体及び事業所等から選ばれた者及びその 他市長が必要と認める者の中から市長が委嘱する。
- 2 協議会に会長及び副会長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長が欠けた時には、その職務を代理する。 (任期)
- 第4条 協議会の委員の任期は、原則2年とし、再任を妨げないものとする。 ただし、設置年度については、設置された日からその年度を経過後2年とす る。また、委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間 とする。

(運営)

- 第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。
- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 (守秘義務)
- 第6条 協議会の関係者は、正当な理由なく協議会上知り得た個人に関する秘密を漏らしてはならない。なお協議会を離れた後も同様とする。 (庶務)
- 第7条 協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の実施に関し必要な事項は別に 定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

5 - 2 委員名簿

徳島市障害者自立支援協議会委員名簿

分 野	団 体 等	役職等	氏 名	備考
教育関係者	徳島県立阿南支援学校	教 諭	藤川 彰厳	会長
障害者団体	徳島市身体障害者連合会	理事	澤口 義行	
	 徳島市手をつなぐ親の会	理事長	岩見 英雄	
	協島中子でフなく税の会	上 学 区	糸林 代々木	
	あわっこ家族会	会 長	髙橋 武治	
医療専門職 関係者	徳島県医療ソーシャルワーカー 協会	理事	船越 愛美	
	徳島県精神保健福祉士協会	会 長	美馬 ゆかり	
雇用促進関	徳島障害者職業センター	主 任	新谷 正樹	
係者	徳島公共職業安定所	指導官	佐坂 欣哉	
	障害者就業・生活支援センター わーくわく	支援 ワーカー	佐野和明	
福祉行政関	徳島県障害者相談支援センター	課長補佐	浅野 明美	副会長
係者	徳島県東部保健福祉局(徳島保 健所)	主査兼 係長	唐谷和子	
	徳島県精神保健福祉センター	主 任	山下 典子	
	徳島県中央こども女性相談センター	次長	江口 久美子	
	徳島県発達障害者総合支援センター	主 任	荒木 圭祐	
高齢者福祉 関係者	徳島市地域包括支援センター	係長	南 修子	
社会福祉関 係者	徳島市社会福祉協議会	次長	 小賀 康生 	
関係各課	徳島市保健センター	主査	服部 順子	
	徳島市子育て支援課	係長	佐野 一美	
	徳島市保育課	係長	寺澤 義信	
	徳島市教育委員会学校教育課	指導主事	岡部 ひとみ	
	徳島市教育委員会教育研究所	主任主査	生越 日佐	

6 アンケート調査

6 - 1 調査概要

(1)調査目的

障害者の障害の程度や生活の状況、障害者及びその他の市民の意識等を 把握し、今後の徳島市における障害者施策の総合的かつ計画的な推進のた めの基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2)調査対象者

身体障害者 : 0~65歳未満の身体障害者手帳所持者のうち20%程度

知的障害者 : 0~65 歳未満の療育手帳所持者のうち 20%程度

精神障害者 : 0~65 歳未満の精神障害者保健福祉手帳所持者のうち

20%程度

その他の市民:18歳以上の市民のうち0.5%程度

(3)調査方法

郵送配布 郵送回収

(4)調査期間

平成 24 年 6 月 25 日 ~ 7 月 17 日

(5)回収状況

	母集団(A)	標本数(B)	抽出率	回収数(C)	回収率
	対象者数	送付数	(B/A)		(C/B)
身体障害者	3,223人	624人	19.4%	323	51.8%
知的障害者	1,559人	318人	20.4%	155	48.7%
精神障害者	1,114人	222人	19.9%	114	51.4%
障害者の計	5,896人	1,164人	19.7%	521	44.8%
その他の市民	204,658人	1,022人	0.5%	372	36.4%
全体の計	-	2,186人	-	893	40.9%

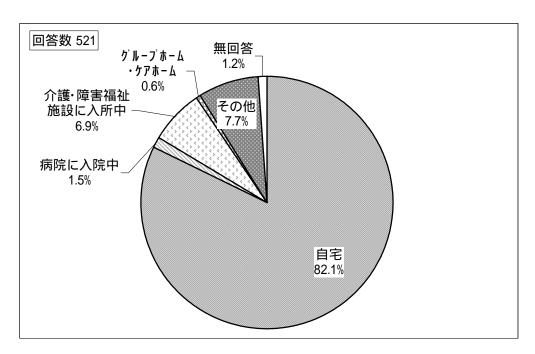
障害種別ごとの回収数は、調査票内の設問において各種障害手帳の等級(程度)を回答 した人としている。このため、身体・知的・精神障害者の合計は障害者の計と一致しない。

6-2 障害者を対象とした調査結果(抜粋)

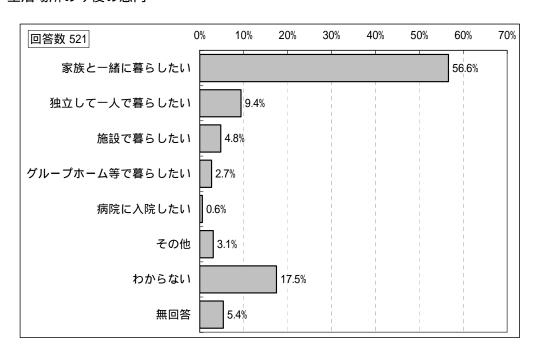
(1)日常生活

在宅生活を送っている人が8割以上となっています。今後の意向でも「家族と一緒に暮らしたい」が半数以上を占めており、在宅生活を望む人が多いことが分かります。

現在の生活場所



生活場所の今後の意向

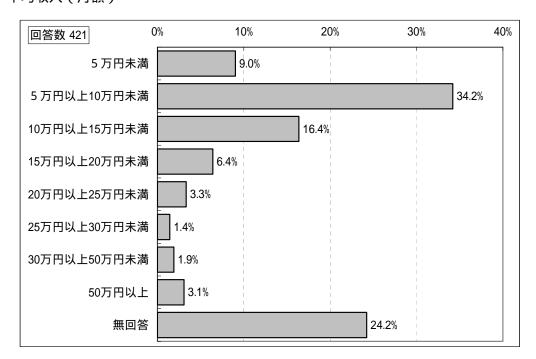


(2)経済状況

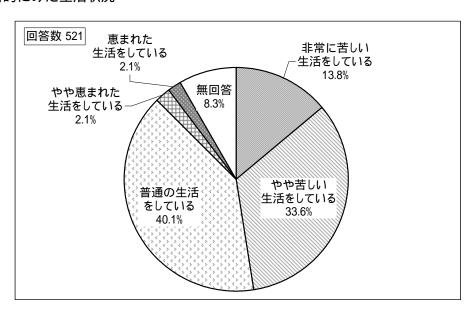
収入がある人の平均収入月額は「5万円以上 10 万円未満」の人が3割以上を占め、『15 万円未満』の人が半数以上を占める結果となっています。 経済的な生活状況は「普通の生活をしている」が最も高いものの、「非常に苦しい生活をしている」または「やや苦しい生活をしている」の『苦

しい生活をしている』が半数近くを占める結果となっています。

平均収入(月額)



経済的にみた生活状況

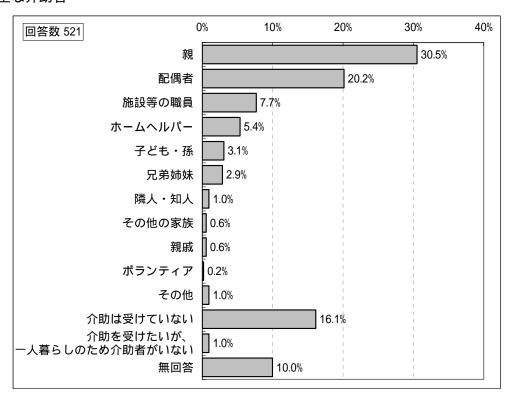


(3)介助の状況

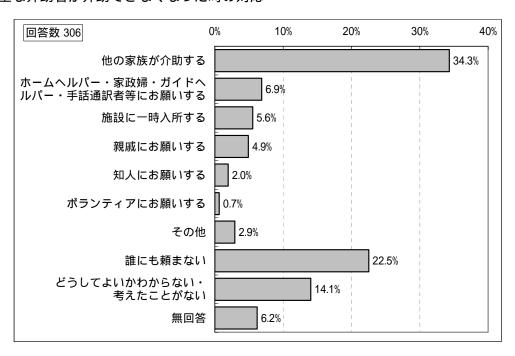
主な介助者は、「親」や「配偶者」などが高く、家族の介助を受けている人が多い結果となっています。

また、主な介助者が介助できなくなった時の対応としては、「他の家族が介助する」が最も高いものの、「誰にも頼まない」、「どうしてよいか分からない・考えたことがない」についても多くなっています。

主な介助者



主な介助者が介助できなくなった時の対応

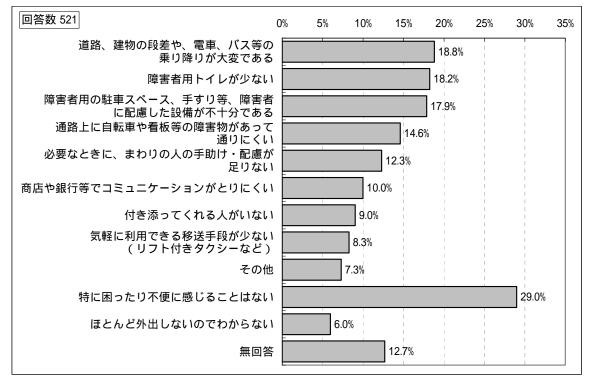


(4)外出状況

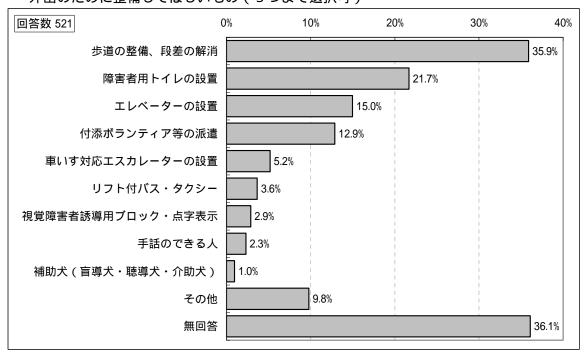
外出の際に、道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降り、障害者用トイレ、障害者用の駐車スペース・手すりなどの障害者に配慮した設備が不十分であることに困ったり不便を感じている人が多くなっています。

また、外出のために「歩道の整備、段差の解消」、「障害者用トイレの設置」などを望む人が多い結果となっています。





外出のために整備してほしいもの(3つまで選択可)

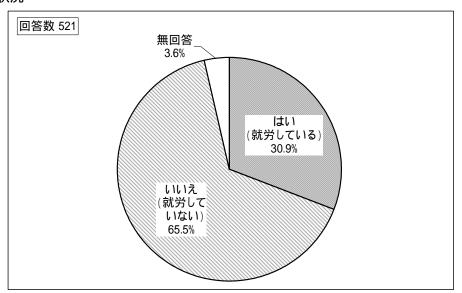


(5)就労等の状況

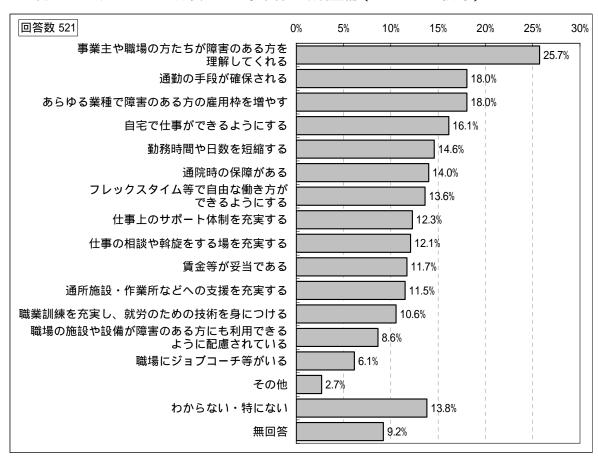
就労している人は3割程度となっています。

障害者が働きやすくなるために必要だと思う条件や環境整備として、事業主や職場の周りの人の理解、通勤手段の確保、雇用枠の拡充などを望む 人が多い結果となっています。

就労状況



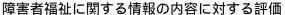
働きやすくなるために必要だと思う条件や環境整備(3つまで選択可)

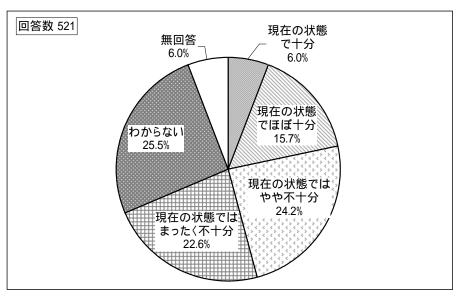


(6)情報収集

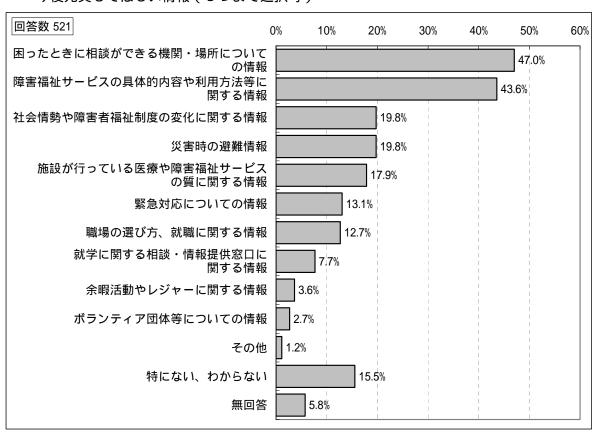
障害者福祉に関する情報の内容に対しては、『不十分』と感じている人が『十分』と感じている人を上回っており、4割以上を占めています。

今後充実してほしい情報としては、相談機関、障害福祉サービスの内容・利用方法、障害者福祉制度、災害時の避難情報などを望む人が多い結果となっています。





今後充実してほしい情報 (3つまで選択可)

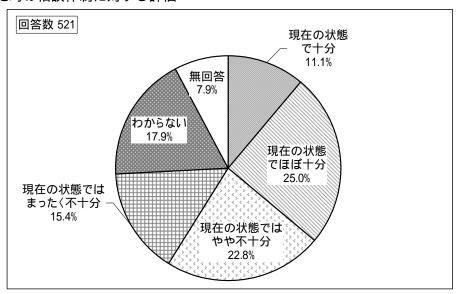


(7)相談

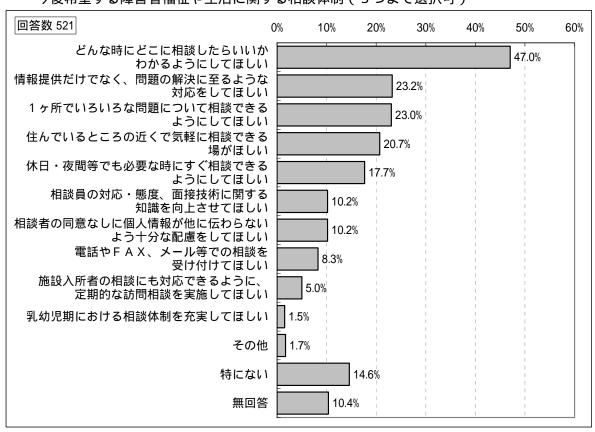
困った時の相談体制に対しては、『不十分』と感じている人が『十分』 と感じている人を上回っており、4割近くを占めています。

今後希望する相談体制としては、「どんな時にどこに相談したらよいかわかるようにしてほしい」が半数近くを占め、他の項目と比べても突出して高い割合となっており、相談機関についての情報提供、周知を望む人が多いことが分かります。





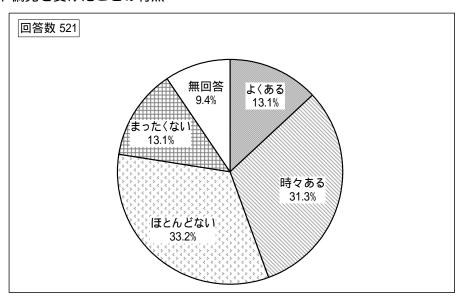
今後希望する障害者福祉や生活に関する相談体制(3つまで選択可)



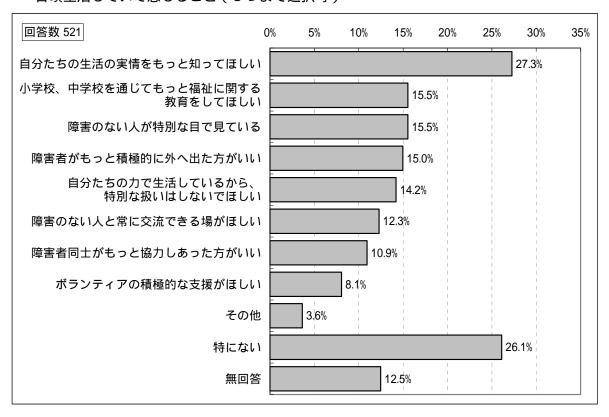
(8)地域生活

障害のために差別や偏見を受けたことがある人は4割以上を占めており、 自分たちの生活の実情をもっと知ってもらいたいと考えている人が多い結 果となっています。

差別や偏見を受けたことの有無



日頃生活していて感じること(3つまで選択可)

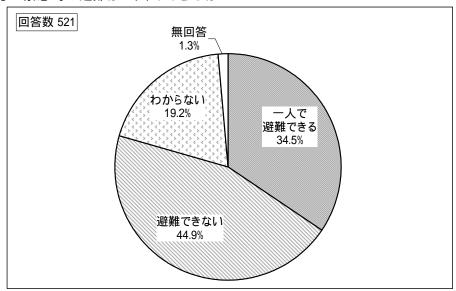


(9)災害時の避難・対策

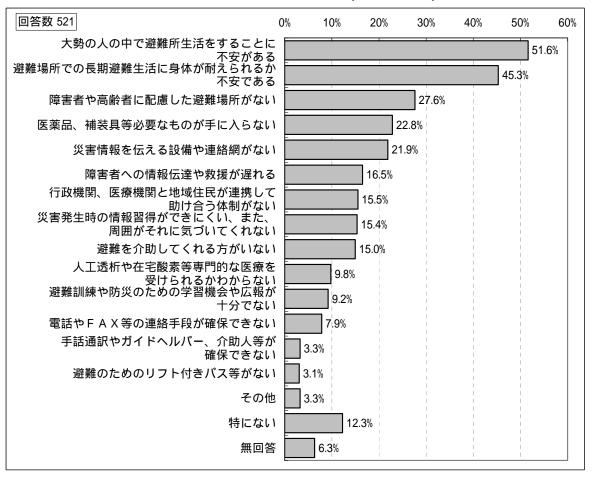
災害時の対応では、一人で避難できる人は3分の1程度にとどまっており、4割以上の人が一人では避難できないことが分かります。

また、災害時に不安なこととして、避難所での生活や避難場所などに不 安を感じている人が多い結果となっています。

災害等の緊急時の避難が一人でできるか



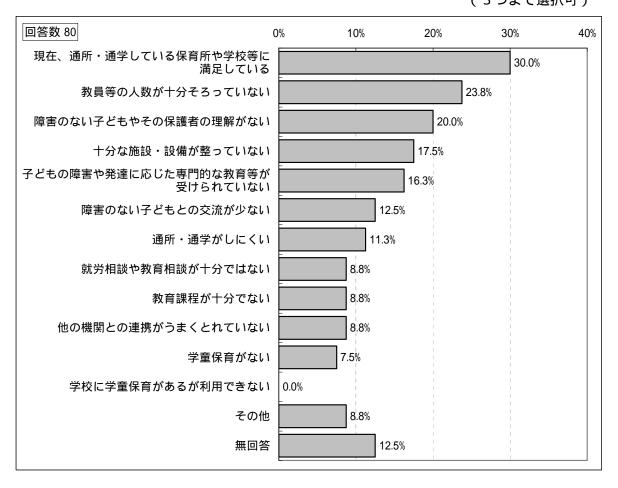
地震や台風などの災害が発生した時に不安なこと(複数選択可)



(10)保育・教育等

通所・通学に対しては満足している人が3割となっています。 一方で、教員等の人材の確保、周囲の理解、施設・設備の充実を望む人 も多い結果となっています。

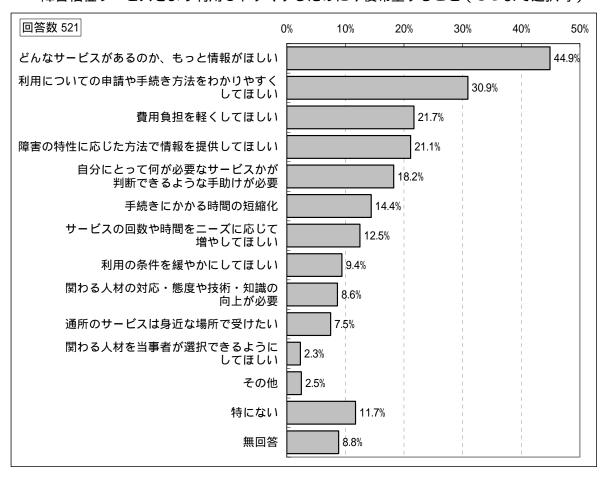
通所・通学していて感じること 現在、通所・通学している人のみ (3つまで選択可)



(11) 障害福祉サービス

障害福祉サービスを利用しやすくするために、情報提供、利用申請・手続き方法の簡素化、費用負担の軽減、情報提供方法の充実などを望む人が多くなっています。

障害福祉サービスをより利用しやすくするために今後希望すること(3つまで選択可)

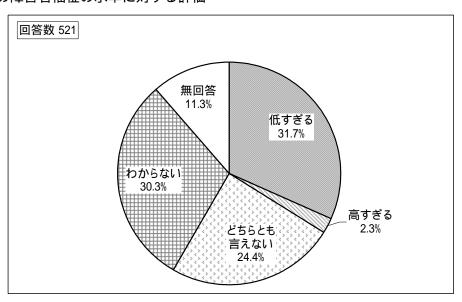


(12) 社会モデル

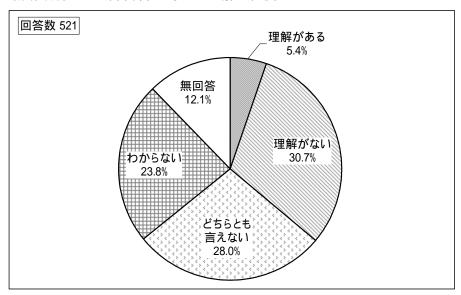
現在の障害者福祉の水準について、「低すぎる」が3割以上を占め、「高すぎる」はわずか2.3%となっています。

また、地域や職場環境などの障害者に対する理解については、「理解がない」が3割を占め、「理解がある」は1割未満となっています。

現在の障害者福祉の水準に対する評価



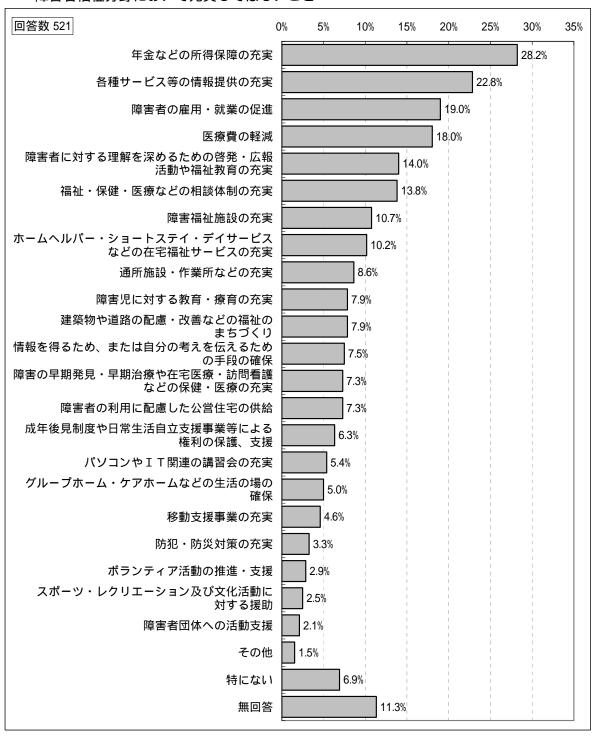
地域や職場環境などの障害者に対する理解の程度



(13)障害者福祉施策

障害者福祉施策として、所得の保障や医療費の軽減などの経済的支援、 情報提供の充実、雇用・就業の促進、福祉教育の充実、総合相談体制の充 実などを望む人が多くなっています。

障害者福祉分野において充実してほしいこと



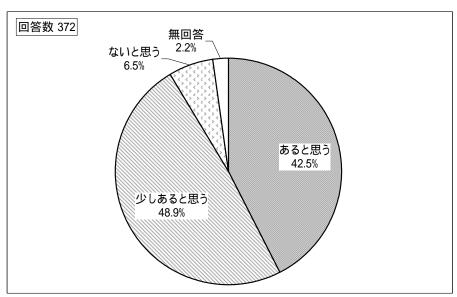
6-3 その他の市民を対象とした調査結果(抜粋)

(1)障害者に対する意識

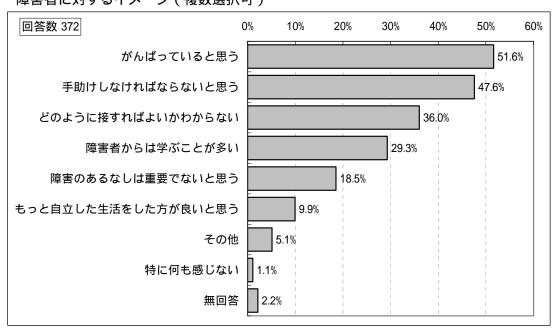
障害者に対する差別・偏見については、ほとんどの人が『ある』と回答 しています。

また、障害者に対するイメージでは、「がんばっていると思う」が最も 多く、次いで「手助けしなければならないと思う」、「どのように接すれば よいかわからない」の順となっています。

障害者への差別・偏見の有無



障害者に対するイメージ(複数選択可)

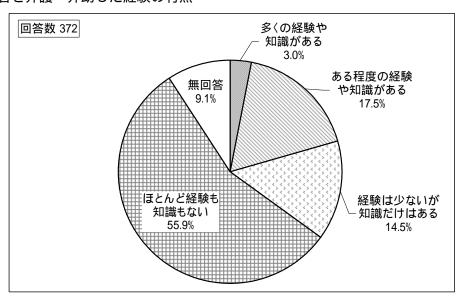


(2)障害者との関わり

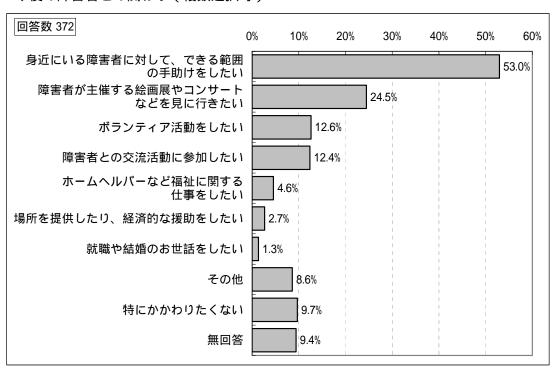
障害者を介護・介助したことがある人は3割程度にとどまっており、 「ほとんど経験も知識もない」人が半数以上を占めています。

今後の関わりでは「身近にいる障害者に対して、できる範囲の手助けを したい」が半数以上を占め、他の項目と比較しても突出して高い割合とな っています。

障害者を介護・介助した経験の有無



今後の障害者との関わり(複数選択可)

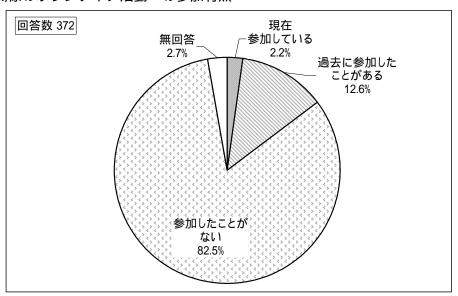


(3)ボランティア活動

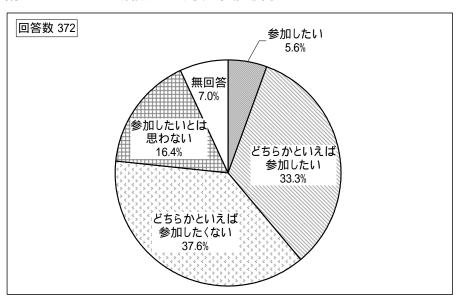
福祉関係のボランティア活動に参加したことがある人は2割未満となっており、8割以上の人が未参加となっています。

今後の活動への参加意向については、『参加したい』が4割近くを占めています。

福祉関係のボランティア活動への参加有無



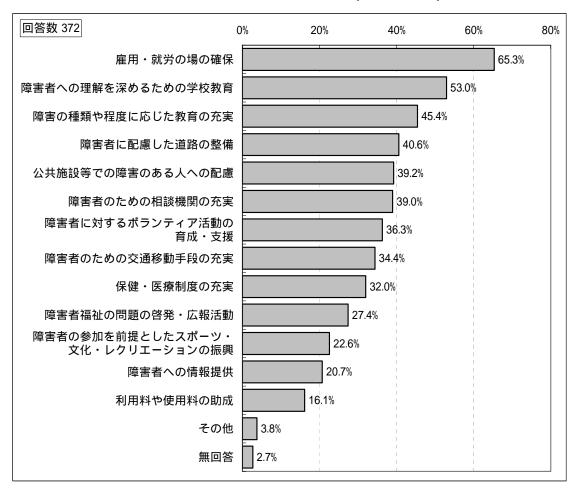
福祉関係のボランティア活動への今後の参加意向



(4)障害者への支援

障害者が住みやすいまちにするためには、雇用・就労の場の確保、教育の充実、道路整備、施設整備、相談機関の充実などが重要であると考える人が多く、ハード面のみならずソフト面での施策・支援の充実が望まれています。

障害者が住みやすいまちづくりのために重要なこと(複数選択可)

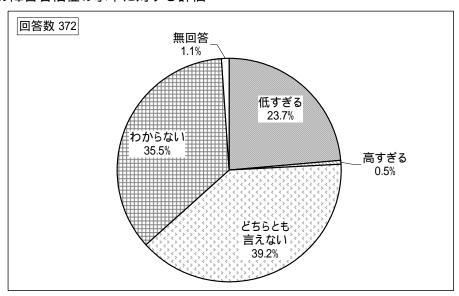


(5)社会モデル

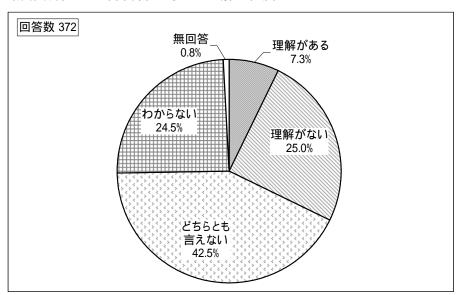
現在の障害者福祉の水準について、「低すぎる」が2割以上を占め、「高すぎる」はわずか0.5%となっています。

また、地域や職場環境などの障害者に対する理解については、「理解がない」が25.0%を占め、「理解がある」は1割未満となっています。

現在の障害者福祉の水準に対する評価



地域や職場環境などの障害者に対する理解の程度



7 障害者福祉に関する用語解説

見出	語句	解説
あ行	アクセシビリティ	障害者や高齢者など心身の機能に制約のある人でも、必要
		とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
	運営適正化委員会	各都道府県の社会福祉協議会に設置されている機関で、福
		祉サービスの利用者が、事業者とのトラブルを自力で解決で
		きない場合に、サービスや利用者の財産管理が適切に運営さ
		れているかを調査し、専門知識を備えた委員が中立な立場か
		ら解決に向けた仲介や助言・勧告する役割を担う。
	NPO	民間非営利団体(組織)のことで、営利企業のように利益
		の分配を目的とせず、社会的課題に対し、自らの手で、課題
		を解決しようとする団体のこと。また、NPO法により法人
		格を取得した団体は、特定非営利活動法人(NPO法人)と
		呼ばれる。
か行	改正障害者基本法	障害者基本法の一部を改正する法律。平成 23 年 8 月施行。
		法改正に伴い、障害者の定義が見直されるとともに、差別の
		禁止や療育、防災及び防犯など、新たな規定が追加された。
	ケアマネジメント	利用者それぞれのニーズにあわせ、適切かつ効果的なサー
		ビスを提供するために各種サービスを調整すること。
	高機能消防指令セ	最新のコンピューターと通信機器を駆使し、各種災害時に
	ンター	おいて 119 番通報の受信から出動指令時間の短縮及び支援情
		報等による確実な現場対応を可能とし、迅速で効果的な消防
		活動を行うシステム。
	心のバリアフリー	偏見や固定観念など私たちの心の中に潜む目に見えない壁
		をなくし、年齢・性別・障害・国籍等の違いにかかわらず、
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	/// 	誰もが住みやすい真のバリアフリー社会を実現すること。
さ行	災害時ボランティ	災害時に駆けつけたボランティアのコーディネート役とし
	アコーディネータ	て、人材の適切な動員、派遣、配置や個人ボランティアの組
	_	織化、グループ間での人員配置調整、救援物資等の配分はも
		とより、ボランティア活動に不可欠な被災地ニーズの収集な じにキャス
		どにあたる人。
	自己決定・自己選 ₊₀	自分自身の生活や生き方について、自己の意思や願いに基
	択なること	づき主体的に決定すること。 歴史は社会的な際際によって#にもも問題であるよう。 ア
	社会モデル	障害は社会的な障壁によって作られた問題であるため、障
	청소년한 청소	壁を取り払うための努力を社会の側にも求める考え方。
	社会福祉協議会 	地域福祉の推進を図ることを目的に活動し、民間の福祉活
		│動を総合的に推進する公共性・公益性の高い民間の非営利団 │ │体。地域の住民、ボランティアや福祉・保健等の関係者の参 │
		│加・協力を得て、行政やさまざまな関係機関・団体との連携 │ │をもとに住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりの │
		をもこに住民が女心して春らせる価値コミューティフへりの 活動を進めている。
		/口野で作りている。

見出	語句	解説
さ行	手話	主として聴覚障害者によって用いられる伝達手段で、手の
		形や動作によって意味を伝える。
	小児慢性特定疾患	厚生労働省が小児慢性特定疾患治療研究事業として、治療
		の確立と普及を図り、あわせて医療費の公費負担や日常生活
		用具の給付等を行っている疾患。主に 18 歳未満で 11 疾患群
		の 514 疾患が対象。
	障害者虐待防止法	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関
		する法律」で、障害者の虐待の予防と早期発見及び養護者へ
		の支援を講じるための法律のこと。平成 24 年 10 月施行。
	障害者自立支援法	障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むこ
		とができるよう必要な障害福祉サービス等を提供し、福祉の
		増進を図るとともに、地域で安心して暮らせる社会の実現を
		目指した法律。平成 25 年 4 月から「障害者の日常生活及び
		社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援
		法)に題名が改正される。
	障害者総合支援法	障害者自立支援法の題名を変えて、平成 25 年 4 月から施
		行される法律。主な改正点としては、障害者基本法を踏まえ
		た基本理念の創設や目的規定の見直し、制度の谷間のない支
		援を提供する観点から、障害者の定義に難病などが追加され
		る。
	障害者優先調達推	国・地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品及
	進法	び役務の調達を推進し、障害者就労施設で就労する障害者等
		の自立を促進に資することを目的とする法律。平成 25 年 4
		月1日から施行。
	身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づき、都道府県知事又は指定都市の
		市長が交付する手帳。交付を受けた者は、各種の福祉サービ
		スを受けられる。対象となる障害は、 視覚障害、 聴覚又
		は平衡機能の障害、 音声障害・言語障害又はそしゃく機能
		の障害、 肢体不自由、 内部機能障害(心臓、じん臓、呼
		吸器、ぼうこう、直腸又は小腸、肝臓、免疫機能の障害等)
		で、障害の程度により1級から6級に分けられる。
	身体障害者補助犬	身体障害者補助犬の育成と身体障害者補助犬を使用する身
	法	体障害者の施設の利用と円滑化、社会参加の促進を図るた
		め、身体障害者の訓練事業者及び使用者の義務等を定めると
		ともに、身体障害者が公共的施設、公共交通機関等を利用す
		る場合において、身体障害者補助犬を同伴することができる
		ようにするための措置を講ずること等を定めた法律。平成 14
		年 10 月から施行。

見出	語句	解説
さ行	生活習慣病	食生活、運動、喫煙、飲酒等の生活習慣が、疾病の発症や 進行に深く関与する病気の総称。これまで成人病として扱われていたがん・脳卒中・心臓病などに加えて、肝疾患・骨粗 しょう症などが含まれる。
	精神障害者保健福 祉手帳	精神障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制限がある者に対して、交付される手帳。統合失調症、そううつ・うつ病、てんかん、その他の精神疾患が対象となる。各種の支援施策の推進、障害者の自立や社会参加の促進を図ることを目的としている。障害の程度により、1級から3級までに分けられる。
	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない人のための「法定後見制度」と将来に能力が不十分になった場合に備える「任意後見制度」がある。 法定後見制度では、家庭裁判所で本人の判断能力に応じ、成年後見人・補佐人・補助人が選任され、当事者の財産管理や身上監護などで不利益が生じないように保護・支援を行う。
た行	徳島市障害者自立 支援協議会	平成 19 年 3 月に本市が設置した協議会で、障害者の地域での生活を支えるため、相談支援事業などの支援システム・ネットワークづくりにおける中核的な役割を担う機関。
	特定疾患	難病のうち、厚生労働省が特定疾患治療研究事業として、 医療費の公費負担を行っている疾患。ベーチェット病、多発性硬化症、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス、再生不良性貧血、サルコイドーシス、筋萎縮性側索硬化症、潰瘍性大腸炎、大動脈炎症候群、脊髄小脳変性症、クローン病、悪性関節リウマチ、パーキンソン病、アミロイドーシス、ハンチントン病、ウェゲナー肉芽腫症等の 56 疾患が対象。
	特別支援学級	小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級。
	特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者(身体虚弱者を含む)に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服・改善し、自立を図るために必要な知識や技能を育てることを目的とする学校。幼稚部、小学部、中学部、高等部に区分され、特別な支援が必要とされている幼児・児童生徒の教育に関し、必要な助言や支援を行うことから、地域の特別支援教育センター的な役割を担っている。平成19年度より従来の「盲・ろう・養護学校」が一本化された名称。

見出	語句	解説
た行	特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害、注意 欠陥多動性障害、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒 の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズ を把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改 善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支 援を行う教育。
な行	難病	国の難病対策要綱では、 原因不明、治療法が未確立であり、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。
	日常生活自立支援 事業	判断能力が不十分な障害者や高齢者を対象に、社会福祉協 議会が本人又は代理人と契約を締結した上で、福祉サービス の利用支援や金銭管理などを行う事業。
	ニーズ	必要、要求、需要などと訳され、生活を営む上で感じる満 たされない状態のこと。
	ノーマライゼーション	障害者や高齢者を特別視するのではなく、一般社会の中で 普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、そのあ るがままの姿で他の人々と同等の権利を享受し、共に生きる 社会こそノーマルな社会であるという考え方。
	ノンステップバス	利用者の乗降をより容易にするため、地上から床面を 30~35 cm程度まで低く下げることにより、階段(ステップ)を解消したバス。
は行	発達障害	発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定義されている。
	バリアフリー	もともとは障害のある人が社会生活をしていく上で妨げと なる段差等の物理的な障壁(バリア)をなくす意味の建築用 語。現在では、物理的な障壁の除去に限らず、制度的、心理 的な障壁も含め、障害者の社会参加の妨げとなるあらゆる障 壁を取り除く意味で用いられる。
	ピアカウンセリン グ	同じ障害のある人が相談員となり、お互いに平等な立場で 話を聞き合い、情報提供を行うことで、自分の問題を自分で 解決していけるよう手助けすること。
	福祉のまちづくり	障害者や高齢者などが地域社会の構成員として安心して暮らし、社会活動へ参加できるように、生活環境の改善等ハード面の整備にあわせて、住民の意識・行動の変革を含むソフト面を加えた地域づくり。
	福祉教育	福祉に関する活動体験等を、世代を超えて行うことで、お 互いの共感できる心を育み、高めるようとすること。

見出	語句	解説
は行	福祉避難所	一般の避難所での生活に支障のある障害者や高齢者等に必
		要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を
		整備した避難所。
や行	ユニバーサルデザ	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の
	イン	有無などにかかわらず、だれもが利用可能であるように設計
		段階からあらかじめデザインすること。
	ユーザビリティ	入力装置やソフトウェアの操作感、使い勝手のこと。
	要約筆記	聴覚障害者への情報保障手段の一つで、話されている内容
		を要約し、文字として伝えること。
ら行	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老
		年期など、年齢等によって変化するそれぞれの段階。
	リハビリテーショ	障害者や事故・疾病で後遺症が残った者などを対象とし、
	ン	身体的・心理的・職業的・社会的に最大限にその能力を回復
		させるために行う訓練・療法や援助。
	療育手帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と
		判定された人に対して交付される手帳。療育手帳を所持する
		ことにより、知的障害者(児)は一貫した指導・相談を受け
		るとともに、各種の援護措置を受けやすくなることを目的と
		している。手帳の交付は、都道府県知事または指定都市の市
		長が行い、交付される手帳には、障害の程度により重度の場
		合には「A」、その他の場合には「B」と記載される。

徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画

発行月 平成 25 年 3 月

発 行 徳島市

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

http://www.city.tokushima.tokushima.jp/

編 集 保健福祉部 障害福祉課

TEL 088-621-5177 FAX 088-621-5300